

令和2年9月愛荘町議会定例会会議録

令和2年9月28日（月）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 2 議案第53号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 3 議案第54号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 議案第55号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 議案第56号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第57号 令和元年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6

~~~~~

追加日程第1 議案第58号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）

~~~~~

追加日程第1 請願書第2号 愛荘町の教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の事前配布を求める嘆願書

追加日程第2 意見書第4号 新型コロナウイルス感染症のPCR検査拡充を求める意見書

追加日程第3 意見書第5号 少人数学級を求める意見書

追加日程第4 意見書第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

追加日程第5 議提第12号 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第6 議提第13号 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第7 議提第14号 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第8 議提第15号 議員派遣について

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 吉岡ゑみ子君
11番 瀧すみ江君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 河村善一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	有村国知君	副町長	石田政則君
教育長	徳田寿君	教育次長	青木清司君
会計管理者	本田康仁君	総務担当政策監	上林市治君
企画担当政策監	藤塚雅徳君	福祉担当政策監	岡部得晴君
産業担当政策監	中村喜久夫君	経営戦略課長	生駒秀嘉君
まちづくり協働課長	西川傳和君	農林商工課長	北川三津夫君
福祉課長	田中孝幸君	健康推進課長	木村美紀君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳田郁子 書記 宮川佳衣奈

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（河村善一君） 皆さん、おはようございます。秋らしく涼しい日々となりました。収穫もほぼ終わりとなるところでございます。9月7日の定例会に引き続きまして、本日これから定例会を開催させていただきますのでよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（河村善一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第52号～議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 日程第1、議案第52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてから日程第6、議案第57号 令和元年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてまでを一括議題として、9月7日の議事を続けます。

まず、議案第52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、予算・決算特別委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから予算・決算特別委員会の審査報告を求めます。予算・決算特別委員会 伊谷委員長。

〔予算・決算特別委員長 伊谷正昭君登壇〕

○予算・決算特別委員長（伊谷正昭君） 予算・決算特別委員会委員長報告を行います。

令和2年9月28日

愛荘町議会議長 河村善一様

愛荘町予算・決算特別委員会委員長 伊谷正昭

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定をしたので愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をします。

1. 審査結果。議案第52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2. 審査経過。9月18日に各部門別に総括質疑、全体総括質疑を行い、慎重に審査をいたしました。また、予算・決算特別委員会に先立ちまして9月9日から14日にか

け、第1委員会から第4委員会より詳細な説明・質疑を行ったことを申し添えます。

最初に総務部門の主な内容につきましては、平成30年度と令和元年度の決算比較による町用バスの利用件数の減少の分析について、大型バス廃止によるスポーツ少年団・学校教育への影響および経費節減と事業評価について、大型バス廃止による補助金等の対応について、旧町営住宅愛知川団地の再鑑定に伴う沿線道路の確保の計画について、指定管理施設である近江上布伝統産業会館での滋賀県麻織物工業共同組合への委託業務について、近江上布伝統産業会館での物販活動について、ゆめまちテラスえちでの物販活動と設置条例第6条の解釈について、湖東定住自立圏コンピュータシステムの共同利用負担金について、歳出不用額の積算根拠について、4つの税の不納欠損件数と滞納理由・不納欠損の要件、時効中断について、地域公共交通活性化再生協議会の進捗状況について、愛のりタクシーの停留所増の要望に対する対応について、決算カード・財務書類4表および県内市町の状況の書類の提出について、環境性能割の予算との比較による増の理由について、マイナID設定支援窓口設置の効果について、元気なまちづくりの事業の成果について、まるごと活性化プランの取り組みの4自治会の進め方について。

次に民生部門は、学童保育所入所人数の推移について、コロナ禍における学童保育所の三密対策について、学童保育所の保護者会運営から民間への引き継ぎについて、高齢者の慢性疾患透析による通院支援の考え方について、高齢者買い物支援サービスの検討について、老人ホーム入所措置におけるやまびこおよび長野の里入所の状況について、介護激励金の在宅介護の要件について、重度障がい者障がい児の訪問介護等事業の不執行の原因について、手話奉仕員養成講座の町内での開催について、在宅重度障がい共通災害時通学援助費用助成事業、通院交通費特定疾病療養者の支給事業について、障がい者児童保護者利用助成金の具体的な内容について、やすらぎ学童の保護者負担金徴収方法の変更の経緯について、保育料無償化事業における保護者意識の変化について、子育て支援において手が差し伸べられないケースの対応について、発達支援における保護者相談対応について、災害時要配慮者支援における有事の際の関係機関との連携について。

次に産業建設部門におきましては、ふるさと納税等の寄付額の増額について、栗東市のようなNPOなどへの寄付を項目に追加することについて、ふれあい本陣を中心とした中山道の活性化について、街道交流会館の現状認識について、農業の担い手不足・後継者問題の現状認識について、広めよう！「滋賀の産品」首都圏で磨き上げプロジェクトにおける近江上布発信事業における物販活動について、セーフティネットにおける商

工会員以外の窓口対応について、滋賀県麻織物工業協同組合の担当窓口について、地域活性化住宅省エネ等改修事業における適用拡大の検討について。

教育部門は、各学校の生活支援員の配置状況について。

最後に総括質疑として、令和元年度決算調整における不安要素について、消耗品の町内事業者での調達について、新年度予算編成方針について、教育総合会議の主な取り組みについて、決算認定における監査委員意見書の町長の受け止めについて、給食費滞納額の適正な取り扱いと議会への報告について、監査委員意見書における適切な職員の育成指導について、国民健康保険の70～74歳の高額医療療養費の領収書の添付について、姉妹都市交流事業の適正な執行について、町長のポートランド訪問における研修費用事前報告しなかった理由、研修報告が指摘後になった理由、支出の妥当性について、一部事務組合の負担金の組合での予算査定について、など活発に審査が行われました。

質疑終了後、討論を省略し採決の結果、起立多数で議案第52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、可決するものと決しました。以上、委員長報告を終わります。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。議案第52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、認定しないことを表明します。

令和元年度の決算認定に際しては、町民サービスに寄与した福祉・教育・保健衛生事業などについては認定します。令和元年度決算すなわち有村町政の2年目であり、有村町長の考え方が示されています。決算から町民生活へのしわ寄せ政策が実施されたことを垣間見ることができます。

40人乗り乗用バス廃止し、28人乗り2台のみにしたことにより、教育面や町民の団体活動に支障をきたしました。重度の高齢者や障がい者を在宅で介護している方々への介護激励金を1か月5,000円から3,000円に減額するという冷たい姿勢が明らかになりました。幼稚園と小学校の生活支援員の時給を1,000円から900円に引き下げました。つくし保育園のバス借り上げ料は廃止、高校振興費が減額廃止され、数々の縮小や廃止

の動きがありました。

その一方では、とっくに廃止しなければならない同和事業を、温存どころか、山川原消防詰所の行政対応は目的からも逸脱しています。地域総合センターの統一化など、部落差別解消に向けた取り組みが喫緊に求められます。消費税は令和元年10月に10%に引き上げられ、町民の暮らしは苦しくなっているのですから、人権問題を重視するのなら、町民の暮らし・教育などに必要な経費を使い、その姿勢を示すべきだと考えます。

ゆめまちテラスえちの活用については、活用検討委員会の答申を受けてから計画を具体化せず、行政の考えがあるのかないかわからない状況でした。滋賀県麻織物工業協同組合が伝統産業会館から引っ越したただけという印象を持たせた原因は、麻織物工業協同組合の真剣で懸命な伝統産業の伝承・発展という思いを私たちに正しく伝えず、行政が説明責任を果たさなかったことにあります。

令和元年度の途中に庁舎等のあり方検討委員会を立ち上げ、令和2年度にかけて委員会を行い、委員会で答申が出され庁舎統合の部分だけ率先して進めようとしています。まず、庁舎統合における住民の不安を聞く、その不安を取り除くための方策を示すことが非常に重要です。そのためにも住民説明会を開くべきです。基本設計および実施設計を委託するのは、町民説明会を開き庁舎等の統合・集約への計画や不安対策を示すべきだと考えます。

予算・決算特別委員会の中で議員が取り上げた姉妹都市交流事業の件ですが、町長がウエストベントからポートランドに回った部分は姉妹都市交流ではないことは明確です。その費用を姉妹都市交流事業に入れ込んでしまうのは、目的外支出であることは明確です。今からでも決算の概要にその内容と成果を明記することが、正しい決算処理ではないでしょうか。

政府はマイナンバーカードを推進するために、今年9月から実施されたマイナポイントを取得するための支援をするマイキーID窓口を、令和元年度から愛知川・秦荘両庁舎に設置しました。昨年5月に成立したデジタル手続法により、マイナンバーカードを使わざるを得ない状況をつくり出すため、今年の5月25日にマイナンバーの通知カードが廃止されました。デジタル手続法では、マイナンバーカードの利用時に暗証番号入力を要しない方式で利用できる方式を入れ込み、個人情報保護を後退させました。マイナンバーそのものの問題点もさることながら、国民が必要としない制度に固執し、任意であったマイナンバーカードの取得を健康保険証などに紐づけして強制取得へと進め

るやり方はやめるべきです。

決算内容を今後の行政運営に生かすことが必要です。令和元年10月より、3歳からの保育料が無償化になりました。保育料無償化については反対するものではなく認定しますが、令和元年10月に申請があった令和2年4月からの保育園入所受付は大幅に増加し、最終的には幼稚園に回ってもらったケースが多数あったとのこと。この問題を解決するための対策を直ちに講じるべきことを要望いたしまして、反対討論といたします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 私は、議案第52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

令和元年度は、第2次愛荘町総合計画に基づき予算を編成された新たなスタートの年として、当町の新たなまちづくりに向けた大切な年度であります。こうした中、令和元年度一般会計歳入決算額は91億1,178万2,000円となり、前年度に比べ9億6,808万3,000円の減少となりました。税収においては個人町民税や固定資産税により3,145万8,000円の増収となっています。町税全体の収納率についても上昇しており、徴収強化対策の効果の表れと感じているところであります。

次に、歳出決算額は87億7,975万3,000円となり、前年度に比べ8億7,360万1,000円の減少となりました。主要事業として、地域連携の促進や活力ある地域づくりに向けた計画的な道路整備を推進するため町道愛知川栗田線道路改良事業、昨年度からの繰越事業として山川原地域総合センター改良事業を実施するなど、多方面にわたるハード事業に取り組まれたところであります。

一方、ソフト事業におきましても、子育て応援事業としてフッ化物洗口事業やスポーツ学童保育所を実施されたこと、国の地方創生推進交付金事業として健康元気もりもり教室等を行い高齢者の健康づくりや生きがいをづくりに取り組まれていること、また今後10年・20年間の町の目指すべき方向性を、視覚的に住民と共有できるまちのランドデザインの構築を目的とした「まちのランドデザイン構築検討委員会」を設置され、未来のまちづくりについて議論されるなど、必要とされている行政需要を的確に執行されています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、非常に厳しい財政状況が当面続くことが見込まれています。このような状況であるからこそ、職員の皆さんが一丸となって行財政

改革に取り組んでいただき、さらなる健全な財政運営と住民の満足度の向上に努めていただきたいと思います。

以上、本決算の認定について賛成するものでございます。議員各位におかれましてはご賛同をお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決します。本案に対する予算・決算特別委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第52号 令和元年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

日程第2、議案第53号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会 竹中委員長。

〔総務産業建設常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（竹中秀夫君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和2年9月28日

愛荘町議会議長 河村善一様

総務産業建設常任委員会委員長 竹中秀夫

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1. 審査結果。議案第53号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2. 審査経過。9月9日に総務産業建設常任委員会委員7名の出席がありました。土地取得造成事業特別会計の質疑・討論はなく採決の結果、全員賛成で議案第53号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、

原案のとおり決定をいたしました。以上、委員長報告といたします。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第53号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第53号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

日程第3、議案第54号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第4、議案第55号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第5、議案第56号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会 高橋委員長。

〔教育民生常任委員長 高橋正夫君登壇〕

○教育民生常任委員長（高橋正夫君） 教育民生常任委員長報告を行います。

令和2年9月28日

愛荘町議会議長 河村善一様

教育民生常任委員会委員長 高橋正夫

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり決定したので愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1. 審査結果。議案第54号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。議案第55号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。議案第56号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを原案可決。

2. 審査経過。9月11日に教育民生常任委員7名が慎重に審査いたしました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、被保険者数のうち中学生以下の人数について、県納付金算定にあたり町の状況はどのように反映されているかについて、マイナンバーカードの被保険者証化とオンラインによる資格確認の実施内容について、第2次データヘルス計画に基づくレセプトデータおよび健診データ活用による重症化予防対策の評価について、海外出産した場合における国保の被保険者について、ジェネリック差額通知における医療費やジェネリック利用による薬価抑制と視覚に訴える資料作成について、各市町の医療費総額等による納付金計算の場合医療費が下がらない状況での県での発言について、年度途中で国保加入された場合の国保税の徴収方法について、国保運営協議会委員の被保険者代理人代表3人・広域代表3人の立場について、運営協議会被保険者代表に低所得階層加入者を選出することについてなど、審査が行われました。

討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第54号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり決定いたしました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なものは、後期高齢者医療給付財源である現役世代からの支援金における国保における現役世代の範囲について、国保の被保険者は0歳から後期高齢者医療を支援している制度になっていることの認識についてなど、審査が行われました。

討論は反対討論が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、起立多数で議案第55号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり決定いたしました。

最後に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、第8期計画に向けて町独自で計画策定ができると考えるがコンサルに委託する考え方について、地域支援事業費減少の要因について、要支援認定者について、福祉用具購入等で自立した生活が送れていると

分析していることについて、施設介護サービス費において一時的に入所しやすい介護老人保健施設に入所者が集中しているとの要因を分析に至った総括的な説明について、要介護における在宅介護のキーワードについて、在宅介護を推し進めていく流れの中でどのようにカバーして在宅介護に結びつけていくのかについてなど、審査が行われました。

討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第56号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては原案のとおり決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第54号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 議案第54号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に対して、反対を行います。

国保の都道府県単位化が実行されて2年目、国保の構造的危機の打開として、県が国保財政の責任を負うとして単位化が進められました。しかし、国保の構造的危機の打開というのであるなら、社会保障費を毎年度4,000億円の削減を行っている国は直ちに中止し、国保補助を5割に戻していくことです。

国保制度は国民皆保険制度の確立のため、自営業者・農業従事者そして所得のない人の最後の命の保険の役割を果たしています。

地域地方経済の斜陽は1980年頃からの競争原理で進められた経済状況、それに伴って農地を見た場合、食管制度の廃止により農地・農業の規制緩和、外国政策を進め、その結果、農地の減反政策と集約化そして大規模経営と誘導して米価の引き下げと農業資材の高騰などで農業経営の衰退をつくり出してきました。その結果、農地の保全および後継者問題が深刻になり、地域・村づくりに影響しています。地域・地方の経済活動で見れば、大店法による商店街のシャッター化を進め、小さな経済をも守れない中で自営業者などの経営難をつくり出してきました。地域経済を支える中小自営業者の後継者問題は、国保加入者への構成に反映されてきました。

こうした国の政策によって、地域・地方は大きな影響を受け、国保加入者の所得状況も生活保護水準以下の加入者が大半となってきました。これが国保の構造的危機を生み出している大きな要因です。自助による国保運営は限界です。構造的危機の打開はこのような社会を進めてきた国の責任であり、公助の責任で打開することを求めます。

本町の国保運営委員会は、県が示す納付金の額や標準保険料率を参考に、毎年保険料率の検討をされているところです。国保の政策で所得がなくなっている現状からも、公助の役割が求められています。国保運営委員会での真摯な議論が行われることを望みます。自助を押しつける国保制度は、国保税の課税方式に構造的欠陥をつくり出しています。今は廃止されましたが、所得の生まない土地に課税をされた制度はおかしいとして廃止された資産割課税、所得のないだけではなく少年法や児童福祉法の観点に照らしても徴税対象とはならない「子」に課税している均等割は、言語道断です。直ちに廃止し、行政が補てんすることを提言します。速やかに国保の構造的危機を加入者の立場から洞察し、安心して医療が受けられる制度に改善されることを求めて、認定に対する反対討論とします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 議案第54号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成討論をいたします。

私は、議案第54号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成する立場から討論を行います。

国民健康保険は国民皆保険制度を堅持することにより、地域住民の医療の確保と国民の保持増進に寄与してまいりました。しかし、医療の高度化や被保険者の減少などにより、国保事業の運営は年々厳しさを増しています。

このような状況下、平成30年度からは滋賀県が財政運営の責任主体となる新国保制度が始まりました。町においては税負担の公平化と保険税収納率の向上を図るため、未納者に対して納付相談の機会を拡大するなど収納対策の強化に努められております。さらには医療費の適正化事業にも取り組まれ、保険財政の安定的な運営にも努められております。

今後においても税務課・健康推進課・住民課が連携され、保険者として引き続き安定した事業運営と財政運営の健全化に努められることを求めまして、本決算の認定について賛成するものです。議員各位におかれましてもご理解いただき決算の承認にご賛同を

お願いし、討論を終わります。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第54号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

次に、議案第55号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第55号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対を表明します。

この特別会計は、主に保険料徴収と広域連合への納付の事務的な内容です。後期高齢者医療事業は県広域連合によって運営され、町民の声は届かない、併せて町議会でもチェックできなくなっていることは重大な欠陥制度、運営と指摘します。

国民および私たちは、いずれ後期高齢者医療制度の加入者になります。本来なら身近なはずの医療制度ですが、75歳の誕生日をもって加入する、保険料も変わる程度を知っているだけではないでしょうか。知る手立ては、A4版のチラシです。このチラシで令和2年度に被保険者負担が引き上げられ、低所得者保険料軽減措置は7割軽減に統一され、年金生活者に重い負担を求めます。この制度でも自助優先の考えであり、このような事態に高齢者は声もあげられない制度であることを指摘しなければなりません。

後期高齢者医療制度は、身近で遠い医療制度です。しかし、この制度を支える支援金に同意のない過料があることを知っておくべきだと思います。国民健康保険税は、国民健康保険医療分・後期高齢者医療支援金・介護保険料の3つの保険料（税）をまとめて10期で徴収します。3つの保険料徴収に際して、3つの保険料それぞれに所得割・平等割・均等割が課せられます。特に国民健康保険の医療分本体だけでなく、後期高齢者医

療保険支援金に所得のない子に均等割を課して、この制度が守られているということです。

決算の概要でも「現役世代に支えられて」と記述しているとおおり、介護保険料と同様に課税制度の改正を速やかに実行されることを提言して、認定に対する反対討論とします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第55号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

続いて議案第56号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。議案第56号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に反対を行います。

介護保険制度は施行20年を迎えました。政府は、制度あってサービスなしと言われるまでに制度改悪を行ってきました。国は要支援1・2の訪問サービスと通所サービスを介護制度から外し、総合支援事業として市町に丸投げしました。厚労省は令和3年度から第8期介護保険制度改定に向けてさらなる負担増と給付抑制の議論を進め、令和元年12月には介護保険制度の見直しに関する意見を提示し、高額介護サービス費と補足給付の負担増を打ち出し、令和3年度からの施行を狙っています。

要介護1から要介護5の認定者までも総合支援事業に振り向け、給付サービスの抑制

を計画していることも明らかになりました。既に平成30年度からは利用者に3割負担の導入をし、自立支援重度化防止の保険者機能強化やまるごと共生社会の推進により、介護保険料を支払っても給付サービスを受けられないか、サービス料を減らさなければならない仕組みをつくりました。

誰もが健康保持に気を配っています。一方、誰もが年には勝てないと思うように身体の機能は低下することは周知の事実です。国の保険料は徴収するが、給付サービスは抑制するという考え方は、公助すなわち国を当てにするな、自助で自給できる力、資金を持って、力がなければ在宅、家族の介護に頼れと仕向けていると疑わざるを得ません。国の責任、公助で介護保険制度を充実することはできません。タックスヘイブンなどを利用して税逃れをしている大企業や富裕層への減税をやめることで財源を確保することができ、介護従事者への処遇改善もできることを訴えておきます。

計画策定協議委員会は、第8期介護保険事業計画策定に対して国への大幅な財政支援を強く求めるとともに、本町の介護保険準備基金の活用と給付サービスの推移などを十分研究されて利用者などの負担軽減に努められることを求めて、認定に対しての反対討論とします。

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第56号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

日程第6、議案第57号 令和元年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されていますから、総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会竹中委員長。

〔総務産業建設常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（竹中秀夫君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和2年9月28日

愛荘町議会議長 河村善一様

総務産業建設常任委員会委員長 竹中秀夫

本委員会に付託された議案は、審査の結果次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1. 審査結果。議案第57号 令和元年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについてを原案可決。

2. 審査経過。9月10日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。質疑の主なものは、下水道使用料徴収金の使用料の年度毎推移について、過年度未収金の金額について、次に下水道使用料の不納欠損と個人の法人の割合について、次に督促等未収金の対応について、次に事業許可区域のうち使用開始されていない区域は工事困難区域であるのか、宅地開発地域の下水道工事についてなどの審査が行われ、討論を得て、採決の結果、全員賛成で議案第57号 令和元年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては原案のとおり決定しました。

下水道事業会計の質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第57号 令和元年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、原案のとおり決定しました。以上、委員長報告を終わります。

○議長（河村善一君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第57号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は報告のとおり可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、議案第57号 令和元年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま議案1件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議案1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第1、議案第58号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第58号をご説明させていただきます。別冊補正予算書の1ページおよび別添資料の補正予算概要の1ページをお開きいただきたいと思っております。補正予算書でございます。

議案第58号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）

令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,543万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億7,921万8,000円とするものでございます。

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

補正予算書の4ページをお願いいたします。第2表 地方債補正であります。学校教育施設等整備事業債において限度額を6,540万円から2億1,480万円に変更をお願いするものです。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

事項別明細書は7ページ以降になりますけれども、説明の前に今回の補正の主な内容について3点申し上げます。まず、1点目は新型コロナウイルス感染症に係る町の経済対策として国の第2次補正予算を受けインフルエンザ予防接種対策、子育て応援加算として妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業およびアフターコロナ中小企業等体制強化補助事業の追加分を計上しました。

2点目として去る8月5日に愛荘町庁舎等のあり方検討委員会から答申を受けて、町としての具体の方針および実施計画を策定するため、現有施設の有効活用を実現するため、設計等を委託するものです。

3点目として、愛知中学校校舎等大規模増改築事業において、町長はじめ関係者の方々により文部科学大臣へ国庫補助金の増額を要望し体力度調査を実施した結果、特例要件に合致し国庫負担金および補助金が大きく増額されたことから、令和元年度事業費の繰越分を令和2年度に改めて財源調整するための補正で、全体の事業費総額に変更はございません。

それでは、各科目の補正額および主な内容を説明いたします。予算書の事項別明細書7ページで、概要は1ページでございます。

まず、歳入でございます。14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金25節地方創生臨時交付金2億2,918万9,000円の追加は、地方創生臨時交付金として新型コロナウイルス感染症対応に係る地方創生臨時交付金事業の実施によるもので、国の令和2年度第2次分の補正でございます。下段、8目教育費国庫補助金4節公立学校施設整備費補助金9,535万円の追加は、学校施設環境改善交付金で愛知中学校校舎等大規模増改築事業に係る学校施設環境改善交付金の交付決定によるもの。

15款県支出金2項県補助金3目衛生費県補助金8節インフルエンザ予防接種助成事業費補助金876万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策としてインフルエンザ予防接種助成事業の実施に伴うもので補助率は10分の10でございます。

下段、18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1億3,726万9,000円の減額は財源調整によるものです。

下段、21款町債1項町債6目教育債1節学校教育施設等整備事業債1億4,940万円

の追加は、愛知中学校の令和2年度公立学校施設整備費負担金および学校施設整備環境改善交付金の追加交付を受け、学校教育施設等整備事業債を改めて再計上するものでございます。

9ページをお願いいたします。歳出でございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費3節職員手当等65万3,000円の減額および下段13節委託料55万円の追加は、本年9月末日で両庁舎の玄関入口にある行政キヨスク端末廃止に伴い、職員の半直業務について午後5時15分から午後8時までの廃止による宿日直手当を減額するものおよび職員の半直業務の廃止に伴い、その業務を愛荘町シルバー人材センターへ委託する費用でございます。下段、5目財産管理費2,606万円の追加のうち13節委託料2,100万円は、愛荘町庁舎等のあり方検討委員会に答申を受けて、町としての具体の方針および実施設計を策定するため建築基準法等のもと、現有施設の有効利用を実現するため、企画提案方式において基本設計および実施設計を委託するもの。下段、18節備品購入費506万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対策としてコロナ禍の不要な接触・密接状況を避ける中、会議用マイクの共用は飛沫感染の危険性を高めることから、赤外線会議システムを整備するものでございます。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、新型コロナウイルス感染症による国の地方創生臨時交付金に係る財源補正でございます。下段、10目福祉センター費11節需用費121万円の追加は、ラポール秦荘けんこうプールの空調機内の圧縮機が1台故障したため修繕を行うものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費12節役務費9万3,000円、19節負担金補助及び交付金2,200万円の追加は、妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業として、国の特別定額給付金給付事業の基準日令和2年4月27日以降にお生まれになった新生児に対し町独自で応援金を支給するもので、対象者は令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した新生児で約200名を予定しております。2目予防費12節役務費14万6,000円、下段13節委託料553万6,000円および次ページ上段19節負担金補助及び交付金1,339万2,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザは症状がよく似ていることから流行が重なった場合、医療機関に過重な負担がかかることが懸念されるため、住民の健康を守るとともに医療体制のひっ迫回避を狙うことを目的としてインフルエンザ予防接種の助成を行うものでございます。

7款商工費1項商工費3目観光費19節負担金補助及び交付金1,500万円の追加は、

6月補正予算においてアフターコロナ中小企業の体制強化補助事業として町内事業者等が安心して事業を再開できる環境の整備および新たな環境下での事業開拓等の意欲的な取り組みなど、中小企業の体制強化に係る取り組みに対するものでございます。

下段、10款教育費1項教育総務費4目学校建設費15節工事請負費2億6,209万6,000円の追加は、愛知中学校の令和2年度公立学校施設整備費負担金、学校施設整備環境改善交付金の交付決定に伴い大規模増改築事業に係るもので、冒頭申し上げましたとおり令和元年度事業費の繰越分を令和2年度に改めて財源調整するための補正で、全体の事業費総額に変更はございません。

なお、11ページから13ページは給与費明細書の記載でございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 2点質問いたします。

まず、妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業について質問いたします。新型コロナウイルス感染拡大で出生数の減少をもたらす恐れが出てきたと、第一生命経済研究所が8月22日に発表されました。若者が雇用や収入への不安から結婚と出産に慎重になるため2021年の出生数が1割減ると予測されています。同研究所は深刻かつ長期に及ぶ不況により出産を遅らせるのではなく、子どもの数を減らす女性がいることに懸念を示し、影響が長引くあたりを指摘されています。2019年の出生数は86万人と統計開始以後90万人を割り込みました。推定どおりなら80万人の水準を保てないと危惧されています。

そのような中で、町の次を担う世代の子どもの出産を支援し、妊婦およびその家庭の精神的苦痛、経済的負担を軽減することからも、お腹の赤ちゃん事業を予算化し、速やかに実行されたことを高く評価いたします。また、金額においても国の特別給付金+町の特別給付金=合計の11万円と同額の金額であることも高く評価されます。また、間接的な商品券などでなく直接的な現金の支給は、受給者の皆さんは大変喜んでいただけるものと思います。

母と子の命を守る会は全国的な組織で滋賀県には湖南市にあります。平成SOSホットラインなど妊婦の方同士で全国につながりがあります。このお腹の赤ちゃん応援事業も現在全国の235市町に広がっています。まだ全国の自治体の1,760自治体の14%ぐ

らいであります。まだまだ少数であります。愛荘町が全国にPRできる絶好の機会でもあります。滋賀県では現在6市町ですが、9月議会では愛荘町をはじめ全国で増加すると思います。

次に、お腹の赤ちゃん応援事業は森野議員が9月議会の一般質問で提案され、答弁で前向きに取り組むよう言われました。9月議会最終日に予算化し、スピード感をもって実施いただきましたことに森野議員はもちろんのこと、議員として大変うれしく思います。一般質問の重要性を改めて感じました。以上のことから、お腹の赤ちゃん応援事業に取り組まれた町長の熱い思いをお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど村田議員からご質問賜りましたお腹の赤ちゃん応援事業、妊婦ならびにお腹の赤ちゃんということでございますけれども、大変今ほどおっしゃっていただきましたように一般質問という形でもいただいております。森野議員がご質問いただいております。また、住民の皆さまに本当にお近いところで様々に接点をもって、そのことを行政にお伝えをいただいている先生方からもしっかりと4月28日以降に誕生している子どもたち、また子育てをこれからしていこうという妊婦の方々のことを定額給付金の対象外であったがゆえに、こういうような命に対して町として暖かく何とか対象を考えてほしいということでおっしゃっていただきました。

そういうようなアドバイスまた住民の皆さまのご意見ということをいただいていることに、改めて感謝を申し上げたいというふうにも存じます。今ほどおっしゃっていただきました全国でまだ14%台でもあると、ただそういうようなことを何とかやっていく自治体がそれぞれ増えているということは、私も大変ありがたいなというふうに本当に思っている次第でもございます。

行政といたしましては、出生届けをいただいて、そこで様々な人生とおつきあいということが始まっていくということもございますが、愛荘町におきましても出産前から様々な事業、母子手帳の交付からいろんな新たな命をしっかりと世に届けるためのいろいろな行政サポートをいたしておりますが、今回本当にこのコロナ禍において大変心理的にもいろいろな経済的にもご負担またご苦労もいただいておりますこういう方々、新たな命をしっかりと守ってくださっている妊婦の方、お腹の中に宿してくださっている方、そして出生をされた方、しっかりと愛荘町全体の意思として応援を申し上げますよということを、暖かくお伝えをしまいたいと思います。

その点におきまして、どうか先生方にも広く住民の皆さまに、こういうようなことを何とか議会からも働きかけをして達成することができだぞというところで、ぜひ広めていただくことができましたら、大変幸いに存じます。ご質問ありがとうございます。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 次に、事業名で役場庁舎等リニューアル工事設計委託業務について、お尋ねをいたします。

今年度愛荘町庁舎等のあり方検討委員会を立ち上げられまして、6回の委員会を開催されました。7月にはパブリックコメントも実施されました。また、この委員会の中では行政系、保健福祉系、町民文化系、またその他に分類され議論をいただきました。

愛荘町は平成18年2月13日に合併して誕生しております。合併して15年が経過いたしますが、誰も手を付けていない事業であります。合併協議会で当分の間、2庁舎でいくとされていましたが、当分の間とは私は概ね10年ぐらいまでと考えます。合併をしたら一番にやらなければならないのは行政系機能の最適化に向けた取り組みであると考えられるが、概ねそのまま現在に至っております。

2町合併の場合はそれぞれ同じような施設があるので、それを統合していく必要があります。そのために合併特例債が国の方で設けられました。当町は箱ものをはじめ特例債が他の方に使用され、現在では愛知中学校増築工事分しか残っていません。住民の皆さまの声を聞いても37㎏、2万1,000人の規模からして2庁舎は必要ないと、逆に今まで不都合が多く、職員の移動する時間、経費が無駄であり、2庁舎あることが必ずしも住民サービスにはなっていない。将来世代に負担を先送りしないためにも住民の利便性の向上および事務の効率化を実現するため、1庁舎として行政サービスが提供できるようにする必要があると考えます。

今の検討委員会からの答申の段階では、住民の理解を深める説明会ができないのではないかと考えます。また、令和元年度の愛荘町決算審査意見書で2番目に施設の整備および修繕についてということでご指摘をいただいております。公共施設につきましては建設後かなりの年数が経ってきており、この数年複数の施設において修繕がなされており大幅な修繕が必要な時期になってきていると思います。修繕を行うためにも計画を立て将来の修繕に備えて行くことが必要であると考えます。

庁舎等のあり方検討委員会からも答申が出されていると思いますが、答申を受けて速やかに町として対応をしていただきたいという非常に重い意見書が提出されました。以

上のようなことにより、15年間動かなかった1庁舎の問題を今まさに、今前に進めて行くという計画、目的について町長の思いはどこにあるのかお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど村田議員からご質問いただきました。大変当町我町にとって本当に重要なことであるというふうに信念をもっております件でもございます。この9月の補正予算で2,100万円ということで設計委託を上程させていただいております。

これは昨年の9月に議会答弁の中で庁舎等のあり方の中で、合併をして14年の中、私も就任をさせていただいて、この行政機構に今お預かりをさせていただいている中で、本当に効率的な行政ができているであろうかということが大変疑問に思う日々を過ごしてきておりました。

そういうような課題意識、これはよくお話を申し上げておりますが、今村田議員のご質問にもございました職員の皆さんの往来、ここにかかる時間であったり、そこにかかるコスト、車の移動、事故の可能性ということも当然ございます。先生方はもちろんご承知でいらっしゃると思いますが、今日もこの議場の後ろには理事者ということで両庁舎、秦荘庁舎のメンバーも控えております。また、それぞれの委員会におきましても、この15年間、4回の定例会、すべてその委員会等々の進行状況に合わせて、すぐに終わったところで次の課がしっかり入れるようにということで、理事者側の各職員は控えておらねばなりません。仮に早く終わった時になぜいないんだということはやっぱり避けなければならないといって、委員会が長引いたときにはその分各課含めると10人、今も10人以上のメンバーが後ろで控えておりますけれども、そういうメンバーが待ちぼうけをずっとしているということが、この15年間各4回定例会でも続いてもおりません。

様々な部分で私も秦荘庁舎のメンバーとも伺いながら、いろいろな意見を交わしています。住民の皆さんからも「実際にはもう15年も経っているんだよ」というところは、お声としてよくかけていただいているところがございます。そして、今回の2,100万円ということは先ほど村田議員のご質問の中にいただきました。今回の監査意見書の中でもお触れをいただいております。決算の意見書の中でもいただいております。

そして、それに先立つあり方検討委員会ではスピード感を持って方向性を示してあるので、後は行政においてこれをしっかり引き受け、一庁舎あり方検討委員会の中では愛知川庁舎を本庁舎とし、現秦荘庁舎を総合支所という形でやっていく、住民サービスの

低下は決してさせないということで、そのご意見をいただき、私もそのご意見をしっかりと踏まえて、その方向で進めて行きたいというふうに考えておるところでございます。

この事に関しましては、住民の皆さまにもお入りをいただきました個別施設計画、これが2019年でございます。合併しましてちょうど11年経ちました公共施設等の総合管理計画、これにおきまして大きな方向としてそれぞれの行政は最大の庁舎等のあり方を検討すべしというところで理念として、やはり1つの庁舎に統合ということを検討していかなければならないということが11年目を出しております。

そして、合併から13年経ちました時に個別施設計画、この中でやはり1つに庁舎はあるべきであるということを確認に示していただいております。これにも住民の代表の方にお入りをいただいております。そして、合併から14年を経たあり方検討委員会の中では、その際には愛知川庁舎が本庁舎であると、秦荘庁舎は総合支所であるということをお示しいただいております。

このことはパブリックコメント等々で、今年住民の皆さまにも周知、このような方法であり方検討委員会から答申をいただいておりますということをお示しさせていただいております。そして、私としましても、これからしっかりと計画を策定するには、やはりプロの目を入れる必要が絶対にあるというふうに思っておりますので、この点におきましては行政の私たちで、この図面に線を引くということにはいきませんし、一方、行政としてしっかり覚悟せねばならない行政機能、このあたりは行政の責任としてしっかり確保せねばならないというところがございますので、その大前提となるこの2,100万円の計画というところ、設計というプロの目を入れるためにはどうしても必要な経費であるというふうにも存じます。

たちまちのことでございますけれども、1つの参考になるなというふうに思いながら、私も拝見をしておりましたお隣の彦根市等々でも稲枝駅の西口の設計、こちらの方でも1千数百万円の金額で計上されていらっしゃる。そして、市民文化センターの解体ということにも700万円ほどの計上をなさっています。

愛荘町におきましても、この愛知川庁舎ができて30年経ちました。まだまだ鉄筋コンクリートの建物としての寿命ははるかに長いものでもございますので、この庁舎を丁寧にしっかりと住民の皆さまのためにも使い込んでいくということを考えますと今回の2,100万円、決して近隣のそのケースから見ましても過大なものだというふうには思っておりません。

以前の議会の質問の中でも私、答弁をさせていただきましたけれども、コストということに関しては細心の注意を私は払いながらやっていくということを旨といたしておりますので、今回このようなことで大変重要なステップでございます。何とか皆さんのお力を賜っていきたいというふうに切に切に思っているところでございます。答弁申し上げます。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） この一庁舎の問題は住民にとっても、また行政にとっても大変重要なことではあります。スピード感をもって前に進めて行くということをお願いしたいと思います。

次に、スケジュールについてお尋ねをいたします。基本計画、実地計画の具体の方針の策定を議会で説明をして、その後住民説明会を開催されるという予定を聞いておりますが、この住民説明会が非常に大切で重要だと考えております。そういったことから町長自らが説明をして理解を受けることが重要と考えます。町長が説明することに必要性和重みがあるというふうに私は思います。大きな会場で説明会をするのではなく、今コロナ禍の中でソーシャルディスタンスを取りながらやっていかなければならないという観点から、私は旧秦荘地区を重点的に会場数を増やして実施できないか、お尋ねをします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

首長職にあるものが住民の皆さまに説明会ということで、私から直接、このような構想でございますと、このような計画でございますということをお伝え申し上げること、大変肝要だというふうに存じております。今ほど村田議員からおっしゃっていただきました旧秦荘町エリアの皆さまにより厚めな形、より回数を考えて重点的にということでもご発言いただきましたけれども、その部分もこれから住民説明会の対応ということ、対応のあり方ということ、持ち方等々は、これから検討していくところでもございますので、しっかりそのあたりはご質問いただきました趣旨を踏まえながら、計画を組んでいきたいというふうにも思います。

やはり最大ご関心を持っていただいている方々にしっかり私の考えであったり、これからの長らく発展をしていくこの愛荘町にとって、どうしても欠かせない必要なことであるというふうに強く思っております。とともに、一方、市町村合併がずっとある中で、

以前は 53 あったのが今は 19 でございますけれども、それぞれの市町の中でやはりいろいろな思いということが、それぞれの地域の住民の皆さまには当然あったわけでございますので、そのことでの思いということは常に根幹に置いてまいりたいというふうにも思っております。やはり、総合支所をしっかりと設けるということを、これはあり方検討委員会の中でも答申をいただいておりますが、その旨をしっかりと果たしていきたいというふうにも思っております。

最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならないという、地方自治法でもうたわれているところでもございます。まさにそのとおりであるなというふうに思っておりますし、これが地方自治体を長としてお預かりする私としては絶対果たせねばならないと、責任だというふうにも思っております。

一方、15 年間、愛荘町がなかなかここにたどり着いていなかったというところ、これは議会の先生方と共に手を携えていきたいというふうに本当に思っておりますので、どうか先生方のお力、そしてこれからも発展していく愛荘町のためには、やはり一体としてこのまちの運営に住民の皆さまと共にあたっていかねばならないというふうに本当に思っております。改めでございますが、住民サービスの低下、これは当然ないような形で運んでいきますのでというふうに思いながらのご説明をしっかりとしてまいりたいと存じております。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。9 番、徳田文治君。

○9 番（徳田文治君） 9 番、徳田文治。議案第 5 8 号 令和 2 年度愛荘町一般会計補正予算（第 6 号）に対して質疑を行います。

インフルエンザ予防接種補助金、妊婦とお腹の赤ちゃん応援事業の特別定額給付金、アフターコロナ中小企業等体制強化補助事業、そして、今回の役場庁舎等リニューアル工事設計業務委託料はともに重要な予算と考えます。このような重要な予算を 9 月定例会の当初に提案せず、最終日の提案となったのは、まず何なのか。お伺いをいたします。

一般的には定例会当初に提案できなかって最終日に提案するのは、定例会当初に予見できなかった事業また国県等の施策の関連等で会期中に緊急に予算措置をする必要が生じた事業と考えます。特に役場庁舎等リニューアル工事設計業務委託料については、年度当初の予算で提案すべき事業と思慮いたしますが、これらの点について基本的な事項でありますので、有村町長にお伺いいたします。

次に、役場庁舎リニューアル工事設計業務委託料についてお伺いをいたします。公共施設の統合廃止等公共施設等の管理計画は住民に直結した大変重要な施策であります。9月18日に全員協議会において、概要説明の中に8月5日に庁舎等のあり方検討委員会の答申を受け、町としての具体の方針・実施計画を策定するため設計費用を計上するとあります。

その中で町としての具体の方針とありますが、過年度に策定されている公共施設等総合管理計画や庁舎等のあり方検討委員会の答申を踏まえれば、委託しなくても町としての具体の方針は自らが策定できると考えますが、その点についてもお伺いをいたします。

また、スケジュールにあります基本設計と町としての具体の方針の違いについてお伺いをいたします。また、基本設計や町としての具体の方針が定まった段階、固まった段階で議会への説明、住民説明会等の開催をすべきだと考えます。実施設計案ができてからでは遅く、町が基本的な事項すなわち基本設計等、町としての具体の方針を定めた段階で議会の意見、住民の意見を聞き、一定議会をやられたあと実施設計に進むべきと考えますが、その点についてもお伺いをいたします。

総合支所の計画について、お伺いします。今村田議員の質問にもありましたように、有村町長は総合支所をしっかりと設けていくと、このような答えをいただいたところです。現在は合併協議会の協議を踏まえ分庁方式をとっていますが、これを総合支所に改める計画であります。分庁舎と総合支所の違いについてお伺いをいたします。

また、現在は秦荘サービスセンターがありますが、これを発展的解消しようとする、名称を変えるメリットをお伺いいたします。

それと、公共施設等総合管理計画、いわゆる合併により生じた公共施設の統合廃止等については、将来にわたる公共施設のランニングコストの節減、スリムな行政組織等の実現を目的としているものと考えますが、総合支所とした場合に総合支所における行政サービスの向上を図る観点から、現在の秦荘サービスセンターの職員数より増員の必要が生じるのではないかと考えます。全体的な経費の節減にならないのではと考えるところですが、その点についてもお考えをお伺いします。

また、こういった現下のコロナ禍の中で経済状況が落ち込み、来年度予算においても税等の自主財源の確保は厳しくなると見込まれるところです。今後コロナも減少方

向に向かうとは考えますが、減少即経済状況の好転は望めず、厳しい状況が続くものと考えます。したがって役場庁舎等リニューアル工事設計業務委託料については十分に事態を見極め、財政状況が好転するまで一旦立ち止まり、町が考えるべき町としての具体の方針案の作成を進めるべきだと私自身考えているところです。以上です。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど何点か徳田議員からご質問をいただきました件、お答えをさせていただきたいと思います。まず、1点目としてございましたが、今会期の最初になぜ出てこなかったのかと、インフルエンザのことであったり、この役場のリニューアルのことであったりということでもございましたけれども、なかなかいろいろな状況がまとまりきらなかったと、ちょうどそのぐらいのタイミングを要する動きで並走しておったということもございますので、どうしてもその必要な時期として様々な事務をしておりましたところ、この9月28日の最終日のご提案ということになっている次第でございます。

2つ目のところでおっしゃっていただきました公共施設、この辺りが管理計画とか9月18日の全協でも説明があったなど、具体の方針であったり実施計画、この辺りの全体の整合の部分をおっしゃっていただいていたんだというふうにも存じます。なぜ、今回これを行政でできないか、行政のみでやるものでないかということ、建築基準法等々を踏まえて、それぞれの課を収容していくに際して本当に適切にできるかということ、これは私たち行政、職員で線を引けるということではございませんので、その点におきましてやはりプロの智賢、視点を入れる必要がどうしてもあるということもございます。全体のスケジュールそれから具体の方針、実施計画等々もやはり専門の智賢が入らないと、この辺りを汲み上げるということは難しいというふうに、ただお考えをいただくとそりゃそうだ、職員が線を引けるわけではないよなということ、先生もそのように思っただけかなというふうにも存じております。

それから、総合支所ということもございます。これが現在秦荘サービスセンターということで置いておりますけれども、現在は愛知川庁舎を本庁舎とする、秦荘庁舎を分庁舎とするという形の条例になっておりますけれども、今回置いていきます支所という形の総合的な相談窓口を置いたものということ、これは現在の住民票の発行とか、そういうことはもちろん一番近いところでございますので今までとおりしていただくこと、でございますけれども、ここにそれ以外の行政全般が行っておりますことの相談というこ

とをしていただけるというようなものになります。そういう点でございますので、住民の皆さまからとしては愛荘町の行政の全体のものに関してのしっかりご相談はいただけるという機能を確保するものでございます。

また、それに関しましてのご質問ということでございましたけれども、職員の総数が増えるのではなかろうかというところでもございますけれども、このあたりに関しましては、先ほど申し上げましたように、しっかりと総合的な相談窓口を設けるという機能にふさわしい人数を配置するという必要がございます。

一方、経費の部分がなかなかスリムな行政というところと矛盾するでなかろうかということでご懸念をいただいているところだと存じますけれども、現在の秦荘庁舎の建物が1室1室で空調を整える、空調をできるというものではなくて、セントラルのものでございますので、1室を暖める、もしくは1室は冷やすという機能はないものですから、全体の熱効率、全体を暖める、もしくは冷やすというような運営になっておりますので、そういう点におきまして想定されるものとしては、1階の部分に様々それぞれの職員であったり機能ということを集約していきながら、1階で独立した空調であったりということを整えながら、全体を暖めなくても1階だけは暖かく過ごせる、冬の場合であったらそのような機能をしっかり確保しながら、全体のランニングコストということの低減は実現可能だと存じております。まさにそれが今回の意図でもございます。

それから、コロナでなかなか収入がこれから難しいことが想定されるよなということで、財政状況が持ち直すまでは一遍立ち止まりということでおっしゃっていただいております。いつの時代も、今の時代のみならず日本の国家、どの時代も大変な時期というのはやっぱり巡ってくるものでございますので、そのことの要素ということは、1つはあると存じますけれども、今回のこと、愛荘町、もう今合併して15年目に入っております。ほかの市町を見渡してみても、本庁舎・分庁舎形式でやっているところというのはもう愛荘町のみというふうになってきておりますので、合併協議会、新町まちづくり計画の中でも、やはり効率的な行政ということが達成されるということが一番の目的であったはずです。そのことになかなか向き合えなかった。

また合併特例債ということ、本来的には行政機能の統合というところをスムーズに住民の皆さんにご負担をかけずにやるということは、特例債の狙いであったと思いますけれども、そこには充てられなかったわけでございます。そんな点におきましては、それぞれの行政の立場をお預かりになった方々のお考えも当然あったと思いますし、私から

すると、随分とまちの将来を見据えた時に本当に大事な問題に、課題に向き合っただけでなかった、それ以外の部分にご尽力いただいていた時代がちょっと長すぎたのかなというのが率直な思いでございます。

最後になりますけれども、今回、あり方検討委員会の中でご答申いただいているのは、やはりスピード感を持って対処してほしいということ、これを一義的にいただいております。また、決算認定の中でもそのことにもお触れをいただいております。やはりこれ以上引っ張りながら、またその計画の線を引くということにさえ着手をできない愛荘町である愛荘町行政、また愛荘町議会の先生方のご判断としても、その線を、プロの視点を入れるということさえも着手をさせない、するのはおかしいということになると、大変、そのことさえも難しいのかということは大変残念なことだと思っておりますので、決してそうならないように、将来世代にこの課題を先送りしていくということはないようにしたいなと率直に思っております。お力を賜っていきたく思っております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 9番、徳田文治君。

○9番（徳田文治君） 今ご答弁をいただきまして、ありがとうございます。

これは担当課長にお伺いしたいと思いますが、この前の9月28日全協の席でいただきましたこの資料によると、スケジュールの中に基本設計と町としての具体方針の違いについてお伺いをしますということでお尋ねしたのですが、この答弁はなかったというのと、私は設計のプロではありませんので、もうひとつ勉強不足でわからない部分もあるのですが、やはり事業計画案の策定というのは、このスケジュールによるとどこでされるのか。そしてまた基本計画報告はこのスケジュール的にどこでされるのか。そしてやはり一番町民さんから、住民さんから聞かれても、規模とかいろいろなそういう諸々の構造、内容がもうひとつわかりません。また概算工事費の算出とか財源の構成・内訳はどうなるのか、その辺もわかりましたらご答弁いただきたいと思っております。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

まず、基本設計と具体的方針の違いですが、これにつきましては答申をいただいた中で、ある程度の方向性をお示しをいただいている中で、具体的な、もう少し踏み込んで計画が必要ということになります。

そういった中で基本設計をとということによりまして、庁舎の配置、またレイアウト、

増改築が必要かどうかということも含めて今後検討していくということになりますので、そういった専門的な部分のご意見をいただきながら、最終、町としての具体的の方針案というところをつくらせていただくという形になりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それと、次に事業計画というのはもともとどのようなものであったかというところですが、これにつきましては総合管理計画、そのあと作成されました公共施設の個別施設計画というところが、この事業計画にあたるのではないかなというふうに考えております。そういったところをもとに、個別計画で具体的な方針が固まっていなかった施設について、今回9施設の施設について、あり方検討会の方で具体的に検討をいただいたというところがございます。

そのあと、先ほどにつながっていきます基本設計、町の具体的の方針という形で続いていくというふうに考えております。

次に、事業費等の割り振り等につきましては、今ほども言いましたようにプロの目でいろいろなご意見をいただきながら今後積算しながら配分を考えて行くということになると思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（河村善一君） 9番、徳田文治君。

○9番（徳田文治君） もう1点、再質問になるかもわかりませんが、やはり基本計画の段階で議会、そして住民説明会、こういうことをやっていただきたい、行っていただきたい。これが私個人としては筋道だと思うのですが、その辺はどうか。

○議長（河村善一君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（生駒秀嘉君） 事業計画の時点、先ほども言わせていただいたように、個別施設計画にあたると思うのですが、この時につきましては検討委員会を立ち上げさせていただきました。住民さん、また住民の代表の方を委員といたしまして、いろいろなそれぞれの立場においてご意見等をいただきまして、いろいろな方向・角度から検討をいただいたというところがございます。

それとともに、この計画におきましてはパブリックコメントの方を実施しておりますので、住民さんから意見をいただいておりますので、しっかりと民意が反映されているというふうに考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧です。私は予防費のところですが、インフルエンザのことで助成をしていただけるのは本当に町民の利益にかなったことであると思うのですが、そのインフルエンザ予防注射の助成内容、それから国の方でもいろいろな優先順位を言われておりますけれども、どのようにされるのかということ、そして受けたと思う人が全部ワクチンが受けられるのかどうかという問題もありますので、足りるのかどうかということについて、まず答弁をいただきます。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 今ほど瀧議員からご質問いただきました3点についてお答えさせていただきます。

まず、インフルエンザの助成内容ですが、65歳以上の方、あるいは60歳から64歳の基礎疾患を持って見える方、一定決まっているのですが、この定期の予防接種の対象になる方を先に接種していただきたく存じております。10月1日から接種が可能ということになっておりますので、10月1日から早い段階、できましたら12月いっぱいまでの期間に高齢者、特に定期接種の方の接種を進めていきたいと思っております。

そのあとに10月26日以降ぐらいから、妊婦さん、そして義務教育のお子さまを対象に接種の方を進めていきたいと思っております、町内の先生とはそこら辺の方は協議の方、進めさせていただいております。

この10月1日と10月28日という日程につきましては、厚生労働省の方からお願いということで流れておりますので、それに従って町の方も進めていきたいと思っております。

あと、ワクチンの不足については町の方も大変懸念しているところでございます。できましたら一番必要とされる高齢者、定期接種の方が優先的に受けられるよう町の方々、町民さまにもご協力の方を得たいなというふうに思っております。ワクチン不足につきましては県の方にも問い合わせの方をさせていただいております、なるべく入ってくるような要望の方をさせていただいているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 助成内容の方も答弁いただきたいと思っております。

○議長（河村善一君） 健康推進課長。

○健康推進課長（木村美紀君） 申し訳ございませんでした。助成につきましては65歳以上定期接種の方につきましては、今まで1300円の個人負担金をお願いしておりましたけれども、すべて無料で接種していただくような形で今動いております。加えまして、妊婦の方につきましても無料で接種できるようにお願いしたいと思っております。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後12時05分

再開 午後12時05分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） もう1回答弁をお願いいたします。

○健康推進課長（木村美紀君） あとお子さま、義務教育以下のお子さまにつきましては13歳未満の方につきましては2回接種ということになりますので、1回につきまして3,000円の補助、つまり2回接種ですとお一人につき6,000円の補助を、13歳から15歳未満の義務教育の方につきましては1回接種になりますので3,000円の補助というふうに考えております。以上でございます。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今度は違う内容ですけれども、先ほどからずっと出ております設計委託料のことですけれども、この役場庁舎の統合ということについて、パブリックコメントが行われました。それで、46件のパブリックコメントに対する意見が来ています。その中でも統合は反対ですという意見も出ています。その46件の中でも出ています。

それは本当に一部のことであって、やはりこういう統合とかを決める前に、知らない人に、そのことを知らせて、町民に全体的に説明をして意見を招集すべきという、そのことを先に行うのが順序であると思います。基本的な流れが私は間違っていると思いますし、そうしてから、こういうことを行っていくというのが筋道だと思います。

それで、過ぎたことを言うのは何なんですけれども、パブリックコメントをする時でも、情報提供も結局、施設の中で決まったことを書いたものが置いてあるとか、インターネットのホームページの中に出しているとか、そういう程度であって、情報提供って本当にできていなかったと思うのです。それで、それだけのところで事実を知る人が

どれだけいたかと言えば、知ることができなかったという人がほとんどだと思います。やはり、パソコンが扱えない、そこまでいけないと。その中で決まったことを全戸に配付するのではなくて意見書だけを配付したと、それでは何もわからないので意見も言えないということになりますので、そこからして、やっぱり私に言わせたら間違っていると思います。やはり基本的な周知方法を踏まえていただきたいと思います。

それで、やはりこういうことをする前に最初から方針の答申が出た時に説明会をしますよと全協で言っていたんですから、それを実行していただきたい。それから皆さんの声を聞いてから、こういうことをしていただきたいと思います。それが、行政として当たり前のやり方であると思います。ですから、これについては拙速すぎるやり方、決まってから説明会をする、それではみんなが決まったことだけを知るだけのことで何も町民の声を聞いてということにはならないと思いますので、それについて見解を求めておきます。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ご質問いただきましてありがとうございます。

瀧議員がおっしゃっていただいている部分ですけれども、情報提供であったりというところをお考えでいらっしゃったり、順番のことをたぶんおっしゃっていらっしゃるんだというふうにも存じます。大変拙速ではないかということもお言葉としてはございましたけれども、私としてはやはり住民の皆さんに大変重要なことでもございますので、ご安心をいただくということ、これを旨としたいというふうに当然思っております。

今回も答申をいただく前にパブリックコメントをしております。実際にはあり方検討委員会が2月からスタートをしております。そのことも広報あいしょうでたびたびにしっかりとお伝えをさせていただいておりますので、PCにおきましてもスマートフォンにおきましても、このあり方検討委員会はすべて見ていただくことができます。戻りまして、紙の媒体におきましても、しっかりと広報を、これはやっぱり大事なことからということで、しっかりとしていきたいということで私も広報の方にはお願いをして、そのように実施をしていただいていた次第でもございました。

また、先生方も非常にご関心を持っていただいておりますので、このあり方検討委員会6回、それぞれ先生方がけっこう御出席をいただいております。その点におきましては議論が本当に真摯な思いで成されていたということに触れてくださっているとも存じます。やはり、最初の部分で最初の何回かはご説明をしたりとか、意見徴収をし

た時には大変厳しいご意見をそれぞれの思いの中ではいただいておりますけれども、回を重ねて、また真摯な情報等もお伝えしながらしたところ、「いつまでこれをやっているんや」と、「もう 15 年やぞ」と、「愛荘町をしっかりとやれよ」ということが、ご意見の収れんしていったものでございました。

そんな点におきまして、最後に取りまとめていただきましたこの答申を、スピード感を持って愛荘町として進めるようにということに、全体として収れんをいただいたものというふうに承知をいたしております。それを踏まえただうえで、住民の皆さんには先生方がこうやってご出席をいただいて先生方もご安心をされていらっしゃるこの議会において、昨年9月からずっとこのことを議会質問、答弁という形で周知、これは議会広報の中でもしっかりしていただいております。

それに基づいて周知が全然なっていないということは私は少し違うかなというふうにも感じております。やはり、住民の皆さまには先生方もその議論の経過ということもお伝えもいただいておりますし、これは大変重要だということでご協力、内から進めていかんといかんということで、住民の皆さんにお話をいただいている先生方も大変多くもございます。そういう点で周知がなっていないということは、それがすべて当てはまるというふうにはやはり考えにくいなというふうに思っております。

また、住民の皆さまにご説明する際にも、このあり方検討委員会でまとめていただいたものを、そのままをご報告するのは既にしてしておりますが、そのことを改めて行政とすると何が前の答申の共有と違うんだというところがございます。やはり、このスピード感をもって進めて行くようにという答申をいただいて、これを前進させていく、実現をしなければならないという責務が私たちにはございます。

その際にはやはりある程度コンクリートなこういうような実施計画ということが、私どもとしては考えうるものでございますということ、見られるもの、見ていただけるものを何も持たずに、これでやってまいりたいと存じますというのは、なかなか議論が深まらない空虚なものになっては、かえって申し訳ないという思いがあるが故の設計費ということでもございます。以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 私も今いろいろ議論をされております委託料につきまして、少しお尋ねをしていきたいと思っております。

それで、基本的には町長が進めておられる公共事業の施設のあり方、これにつきまして

ては当然そういう流れになるだろうなというようなことで、必要性も含めて評価をしているんですが、ただ今回8月に答申がありました。それを受けて今回予算化をとということです。ちょっと時期が唐突やなというような感じをしています。

それで、やはり1つ目は答申時に配慮するように要望されている事項に「住民や議会等との情報の共有をすること」というのがあります。それで一方では「スピードをもってやりなさい」ということも言われておりますけれども、やはりこれを考えて行きますと、スピードも大事ですけれども、この情報の共有ということをしつかりとやらないと、ここで手順をもし誤ってしまうと私はできるものも迷走してしまうのかなと、そういうような危惧をもっています。

ですから、まずは情報の共有をしつかりとやると、この手順を踏まないではならないのではないかとこのように考えています。まず、その点につきましてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ご質問いただきましてありがとうございます。この9月議会におきましても、また今ほどご質問をいただく最初のところでも西澤議員にお触れをいただきました。こういうような流れということは、まあまあ理解ができるし評価もできるというふうに思うよと、大きな流れとしては西澤議員のご質問をいただいた際にも本当に感じたものでございました。

そんな点ではしつかりもう15年で本庁舎・分庁舎の状況でもございますので、それはやはり1つの能率的な運営ができる自治体、行政庁舎にすべきだというふうに思っておりますので、その点に関しては大変ありがたいなというふうに思っております。

それで、情報共有に関しましてですけれども、このあり方検討委員会のご答申をいただいて、しつかりとこれは広報の方でも入れております。またホームページ、スマートフォンでも見ていただけるようにPDFで大変きれいなレイアウトで実のところみられるようになっております。そのことは今行政としてできる部分としてはしつかり申し上げているかなというふうにも思っております。

先ほどの答弁の中でもございましたけれども、しつかり議会の議会広報でも入れ込んでいただいておりますし、私としても必要な状況に応じて今設計をしつかりと持っていかなければなりませんけれども、住民の皆さまへの情報共有ということを抜かりなくやって

いきたいという思いは当然ございますので、住民説明会の対応ということも、これからより詳細を詰めて行くタイミングにもなってまいりますので、その点をしっかりと踏まえながら進めていきたいなと思っております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） ちょっと質問の仕方が悪かったかなというようにも思うのですが、今町長から回答をいただきましたその中で、今回出ております委託料の2,100万円についてお尋ねしているのであって、大きな流れは町長のおっしゃるとおりだろうと思うのです。

それで、もう少し具体的に言いますと、まず今回、業務委託で見積もり設計までやっていくというようなことなんですけれども、当然住民説明会をするにいたしまして基本設計まではいると思います。どれだけお金がいるのか、どのようなレイアウトにするのか、そういうようなこともいろいろ詰めたというところがありますから、ただ実施設計までいくのかなというのが疑問なんです。

やはりそういうようなレイアウトとか、お金がどれだけいるのか、そういうようなことも詰めまして、そういう資料をつくったところで住民説明会をして、あるいは議員にしっかりと説明をして、そしてそれらの意見を聞いた上で実施設計まで進めるのが本当ではないかと、そういう意味で手順を誤ってはならないと、こういうような意味合いで申し上げましたので、もう少しそのところをお願いしたいと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほど西澤議員がおっしゃっていただいた手順をしっかりと踏んでいくということでございますので、この方針、それから実施計画ということを議会の皆さまに、しっかり先生方にご説明をして住民説明会を開催し、そしてそこで賜っていくご意見ということを案の中にしっかり入れ込んでいきたいというところで考えております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） すみません。もう一度ちょっと確認します。要するに今回は実施設計までは行かれるということですか。それとも基本設計までを終えて、そして一旦はそこで立ち止まりまして住民とか議会の意見を聞いて、それを反映した中での実施設計という進み方になるのか。その点をもう一度確認します。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 以前の全員協議会でご報告申し上げているところの単語というか、文言のことになろうかなというふうにも思いますけれども、実際といたしましてはこの住民説明会であったり、先生方から賜るご意見ということをしっかり踏まえた上で詳細設計、実施設計ということでございますけれども、を策定するというところでございます。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。

○4番（西澤桂一君） 今争点になっておりますのは庁舎だけということになっているんですけれども、やはりこの間の全員協議会の時に副町長の方から回答がありましたけれども、今回答申がありましたのは9施設について答申があったわけです。ですから、それを前提について住民説明会あるいは議会においても、もう少し詳しいものを説明会するということでしたので、私はこの庁舎だけの部分をここで取り上げてというのはもうひとつそういう流れから行くと少し納得ができない。

当然に先ほど申し上げましたように9施設についての業務委託と言いますか、どのような経費がいるのか、どういうイメージで持つのか、そういうところをやるべきであって庁舎だけを先にポイとやってしまうと、そのところは少し進め方としてはおかしいのではないかと感じておりますので、その点についてもお尋ねいたします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げたいと存じます。

9施設それぞれでございますけれども、今回あり方検討委員会でしっかりとご議論をいただきました。その中で様々な方向がそれぞれの施設に対してお出しをいただいております。今回ですけれども、先日の全員協議会の中でもご報告を申し上げておりますけれども、庁舎ということに関しましては私たち行政側が入居というか、利用をしている施設でもございますので、そんな点では私たちが果たして一番合理的な能率的なのは何かということも図りやすいというところは大変でございます。

一方、それ以外のそれぞれ福祉施設等々、また公民館等々の施設に関してなんですけれども、現在その施設の中でご入居いただき、また事業を行ってくださっている団体様がございます。ですので、その方々とあり方検討委員会の中でお出しをいただいている答申内容等々をしっかりと検討をしながら、その方向をなんとか実現をしていくという時間がどうしても、このことに関しては必要でございます。

先ほども申し上げましたけれども、やはり今私たちが重要な愛荘町政ということをお

預かりしていく中で、やはり能率的な行政ということを確認せねばならない、これは先ほどの自治法の中で地方自治法の中で求められている一番の命題のひとつでもございます。そんな点におきましては、やはり行政機構のみが先ということでは特にはないんですけれども、まずもってひとまずその設計さえも着手をしないというのは選択肢としてないものでございますので、全体としてはどのような計画で進めていくかということは住民の皆様にもご説明を、この住民説明会の時に実施をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（河村善一君） 4番、西澤桂一君。最後まとめてください。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤桂一。一般質問でも取り上げたんです。町長もご存じだと思います。地区の方々と話をしておりますと、一番関心が高いのは庁舎問題です。旧秦荘地区の住民にとりましては愛知川庁舎は立派になったなど、けれども秦荘庁舎は支所とてはいうものの空きベースが多いやんかと、こういうようなことになるのは非常に心配をされているわけです。

私は一般質問の時に町長に対しまして、やはり秦荘庁舎の有効活用、そういうところを再利用を考えていただきたいというようなことを申し上げました。これに対しまして町長も有効利用、そういうのは非常に重要ですから、その方向で対応をすると、こういうような答弁をいただいております。

住民にとって一番大事なのは町政に対する信頼ですし、それに向けて、やはり言うならば、愛知川庁舎の整備をするならば、同時に秦荘庁舎の利活用をどのようにするのかと、こういうことをぜひ上げていただきたいと思っておりますけれども、それについてお尋ねします。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） ご答弁を申し上げます。

今ほどおっしゃっていただいたのは、先の一般質問の中でもお触れいただいております。有効活用のこと、それに先立つ部分としては、やはり住民の思いというのは当然あるんだよというのが、たぶん根底のお話だと思います。先ほども今日もお答えを申し上げていますが、そこに関してはしっかりと寄り添っていくという部分、共感を常に持ちながら歩いていくということは、行政にとって必要でございますので、そのことは心得ております。

有効活用の部分としまして現在も想定される場所では、様々な防災機能であったり

とか、その辺りの備蓄というところは当然必要になってくるということは、今議論の念頭の中にもございますので、その辺りはひとつとしては考えられるというふうには思っております。ただ、あれだけ立派な施設でもございますので、先ほど申し上げましたけれども、全体の空調とか機能の部分に関しては1階で集約しながらコストメリットを出す必要も一方ではございますので、その辺り全体感を勘案しながら、ハード自体は残っておりますので、有効活用という視点は常に持って行くということは求められておるなというふうに存じております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。1点、先ほどから答弁でも出てきました。両庁舎を使っているのは我々だという答弁でした。そのものが不便さを、効率化を非常に危惧しているんだ、だからスピード感をもって庁舎の一本化というか集約化を図るというふうなことに聞き取れました。行政が我々が庁舎を使っている、使っているものが使い勝手が悪いから1つにしていく。じゃ住民さんはどうなんですか、町長、その点を。

他の施設、具体の案についてがありました。それは今後考えて行くということでした。ですから、その住民説明、基本設計が示されるか、それは別ですけども、それをもってやるか。実施設計までやって、どんどんどんと行くというのは、ちょっと違うのじゃないかなと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 当然のことでございますが、行政機能として私たちがこちらで事務にあたらせていただいているということでございます。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） ですから、そのために住民さんの声というのを、ある程度、先ほどの答弁で行くと検討委員会等で、住民さん代表で聞いてきたと、実際問題そこには私は認識のかい離があるなと思っているのですが、本当にそうした声も含めて町長として、そういう不安に対してどういうふうを考えているかというのは示す機会、場所は必要だと思います。

○議長（河村善一君） 町長。

○町長（有村国知君） 本当に大切なことでございますので、住民の皆さま、いろんな人生の歩みやそれぞれの地域で生きてこられている時間ということがございますので、そのことそのことにはしっかり想像力を持ちながら私たちは寄り添っていくというこ

とは当たり前のことでございますし、そのことは常に肝に銘じていきたいなというふう
に思っております。

いろいろな部分でかい離があるというふうにも、もちろん辰己議員がお話になる方と私
が話をさせていただく方が全く同じ方であるということではないのかも知れないです
けれども、私がいろいろご意見を賜っていく中においては、やはり心情的な部分、これ
は当然あるので、その辺りは最大踏まえてほしいということ、これは真摯にお話くださ
いますし、私も大変大切な肝であるということは本当に思っています。

ですので、住民さまのいろいろな思いということには常にそのことを踏まえながら、
ご説明ということをしていかねばならないなというふうにも思っております。一方、本
当に合併協議会の時から新町まちづくり計画に際しても約8割の方が効率的な行政と
いうことを期待しているという、これが一番住民の皆さまから託されていた新町愛荘町
の根幹でございます。

住民のサービスは当然低下させないということ、私は繰り返しお伝えを申し上げてお
ります。そのことをお踏まえ、そのことを触れずに庁舎を乱暴に一本化しようとしてお
るというような、もしそんなスタンスが仮にあったとするならば、それは違うなという
ふうに私は思っております。住民の皆さまと共に私たちは事務の委託をいただきながら
仕事をしているわけでもございますし、住民の皆さまが、この愛荘として15年経って
いる中で、これからも発展をしていくためにそれは必要なことであろうと。

少し戻りますけれども、合併の時に住民の皆さまの生活が本当に広域化していると、
今確かに高齢化とともに様々移動に困難伴うよというような課題も社会的にはござい
ますけれども、やはり当時1.9万人のコンパクトな町においては旧町意識を廃しながら、
しっかり1つの町として進んでいく必要があるということが謳われております。その実
現ということ、いろいろな実務的な部分の課題というのは当然あるかも知れませんが、
そのことに向き合わないということは政治の不作為ということを、私のみならず、
それは大事な立場をお預かりの先生方に対しても向けられかねないものでございま
すので、何とか1町として今後とも発展をしていく愛荘町のためには様々な庁舎、40年
間で468億円という維持費というのが今出てきております。

そのまま維持できるだけの力がしっかり私たちにあればいいですけども、実際担っ
ていくのは私たちの次の世代です。しっかりこの課題には向き合わねばならないとい
うふうに思っております。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） スピード感を持って進めたいというのは伝わってきます。やはり、実際問題、私と、当然町長がどういう町民さんと対話をしているか、そりゃ違いもあるでしょうけれども、しかしせめて形を決めるなら決めてもいい、実施設計ではなくて、こういうものだという、そういうものを議会にも示して、そしてこういうものが示されたというのも議員を通したり、あらゆるものを通して皆さんの意見を聞く。その時にいろいろな不安が出てきます。私はそのことを言っているだけであって、そういう機会をまずは設けなければ、スピード感は持たれるのはいいでしょう。しかし、住民を行政マンが、行政に責任を負っているものとして効率が悪いのは住民さんに迷惑をかけているからだと言え、だから、そこを先に進めるんだと、その言葉には常に住民さんが置いてきぼりにされているので、先にそのことを聞いたらどうですかという提案をしているだけです。ただ、もうここは平行線ですので、あえてやめさせてもらって、もう質疑がなければ修正動議を提案したいと思っています。

〔「動議」の声あり〕

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君から動議が提出されます。動議の内容を発言してください。13番、辰己保君。

○13番（辰己 保君） 修正動議を提案させていただきます。58号の補正予算（第6号）に対して修正動議を提案させていただきます。

○11番（瀧 すみ江君） 賛成です。

○議長（河村善一君） 賛成の方がおられますので、13番、辰己 保君から議案第58号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議が提出されました。この修正動議は所定の賛成者がありますので成立しました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。再開は1時45分です。

休憩 午後12時36分

再開 午後 1時45分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第58号の修正動議の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 議案第58号に対する修正案について提出理由の説明を求めま

す。13番、辰己 保 君。

○13番（辰己 保君） 今議長から言われましたように議案第58号 令和2年度愛
荘町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議を提案させていただきます。皆さん
のお手元にありますので提案理由を説明していきます。

愛荘町議会議長 河村善一様

令和2年9月28日

発議者 愛荘町議会議員 辰己 保
同 瀧 すみ江

議案第58号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115号の3および愛荘町会議規則第17条第2項の規定に
より別紙の修正案を添えて提出します。

おめくりください。議案第58号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）に
対する修正案。議案第58号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）の一部を
次のように修正する。

第1条中3億4,543万円を3億2,443万円に、そして総額127億7,921万8,000円を
127億5,821万8,000円に改める。

「第1表 歳入歳出予算」の一部を次のように改める。歳入の部分で18款繰入金項
2基金繰入金7億9,626万9,000円補正前予算、補正額を歳出の2,100万円を削ること
によって繰入金、繰戻金と言いますか、それが増えます。余ってきますので、ですから
△の1億5,826万9,000円に改めます。補正後の予算額が6億3,800万円、款で言いま
すと窓開けが1,000円ありますので、1,000円増えているというふうに解釈をしていた
だければよいと思います。そして、歳入合計が補正前予算額124億3,378万8,000円、
補正予算額3億2,443万円、補正後予算額127億5,821万8,000円となります。

歳出の方で総務費上段と下段、これは他の課にいろいろなものがありますので上段は
補正前予算額13億2,410万6,000円、補正予算額495万7,000円、補正後予算額13億
2,906万3,000円となります。1項総務管理費、補正前予算額10億8,530万6,000円、
補正予算額495万7,000円、補正後予算額10億9,026万3,000円で歳出合計も歳入合
計も同額となります。

それで、事項別明細書の項で、おめくりいただいて、最後のところにより明細に書い
ています、18款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金を補正前5億7,526万

9,000 円、補正後、先ほど説明していたとおりで1億 5,826 万 9,000 円にし、合計を4億 1,700 万円にしていくと、その節が記載のとおり、説明も記載のとおりとなります。そして、ここの計はあくまでも2項基金繰入金の合計です。歳入合計ではないので金額が違うというふうに見られるかも知れませんが、ここは項の部分の計を指していますので、数字が違ってきます。

歳出の部分も同じように款2 総務費項1 総務管理費で5目財産管理費を変えさせていただいています。補正前の額 8,825 万 2,000 円、補正額 506 万円、計 9,331 万 2,000 円となります。一般財源のところを修正させていただいて 506 万円、その節で委託料を削らせていただいて備品購入費だけが残って 506 万円となります。それで計が、ここの歳出合計ではありませんので、項の総務管理費の計を指しています。よって、この計は10億 8,530 万 6,000 円、補正額 495 万 7,000 円、計 10億 9,026 万 3,000 円となって、一般財源のところも 495 万 7,000 円と修正をさせていただく提案です。どうかご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（河村善一君） これより修正案についての質疑に入ります。質疑はありませんか。5番、村田君。

○5番（村田 定君） 5番、村田です。今の修正に対して発議者の辰己議員と瀧議員にお尋ねをします。

私、冒頭にも申し上げましたけれども、この庁舎の設計委託料につきましては、あり方検討委員会でも行政系・保健福祉系・町民文化系・その他に分かれて、行政系につきましては、1庁舎への集約について検討ということで具体的方針が出されました。また、令和元年度の監査委員の意見書にも、庁舎等につきましては検討委員会から答申されている方につきましては、速やかに対応していただきたいということもございます。

そういった中で、この2,100万円について修正されるということは、この庁舎の1庁舎に対する反対ではないかなと思うのですけれども、これは住民目線で言うておられるのか、それとも議員個人としてこういった問題を言うておられるのかについて、まずお尋ねをいたします。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 村田議員から何点か質疑がありました。

それで、あり方検討委員会の答申がなされて、それを速やかというふうに今結論づけて答えさせていただきます。あり方検討委員会の答申がされて、結果として行政がど

う応えるのか、同時にあの中にも「議会と町民の意見やそういうものを聞いて」というお言葉も入っているわけですから、そういう手続きがなされないで拙速に進むということに対してです。

ですから、私は反対とか言っているのではなくて、庁舎というのは行政の効率化を求めるといふ答弁がありました。じゃあ住民にとって利便性がどうなるのか、住民生活にとってどうなるのか、それに対してしっかりと真摯に向き合う、答えていくということが大事になっていきます。

住民の声を聞いてというのが検討委員会の場所で住民代表が入って意見を聞いたという、そういう答弁であったので、私はこうしたことに対してやっぱり聞くと、もう1つ、しっかりとっておかないといけないのは町民の声、秦荘の人たちに聞きました。「知らない」、そういう声です。

ですから、先ほどの補正予算に対する質疑の中でも町民さんの不安や、そしてそのことによってどういうことが生じるのかということに対して、しっかりと向き合うこと、そのことから本格的にそういう事業進捗を行っていくということではないかというふうに考えています。

○議長（河村善一君） 11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 今の質疑に対する答弁になりますけれども、私は先ほどの本予算に対しての質疑でも主張していますとおり、順序としては先にこういうことを決めるのはおかしいのではないかということをおっしゃいます。

それで、パブリックコメントの意見の中でも反対があったんですから、やっぱりそのことを真摯にとらえて、たくさんの方に、先ほど村田議員もおっしゃっておられましたけれども、秦荘の人を中心に事細かにというふうに言われていましたけれども、そのように小さな単位で説明会を行い、それぞれの声を直接行政が聞く、それが必要なのではないかというふうに思います。

それで私はやはりこれは順序が違うというふうに思いますので、それでやはりこのことで庁舎の統合ということになりますと、一番声を聞いてほしいのはやはり高齢者の方、障がい者の方、このような、そこに行くのが大変な方、困る方です。一番困りごとに対してどう応えていくかということが必要ですので、そういう方の目線に立って行政を行ってほしい、このように思います。

それですから、庁舎統合というふうに進んでいくというふうに決めるのではなくて、

先に住民の中に入って説明会を行って住民の声を直接聞いて、それからこういうようなことを出してこられるのが順序ではないかというふうに考えます。以上です。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 今回の段階で検討委員会から出された答申またパブコメされました。この段階で私は住民の理解を深める十分な説明会はできないと思います。それで、先ほど秦荘の方に「えっ」というふうな声があるということをおっしゃいました。私も19日からの4連休、また昨日・一昨日の土日、20数名の方とこれについて議論をさせていただきました。

まだ9月議会で決まっておりますから、1庁舎になるということは申し上げられませんが、既にこの検討委員会での答申が出ておりますし、またパブコメもされ、住民さんにはある程度1庁舎というものに対しては浸透されていきました。意識して80%の方を秦荘地区の方に会ってまいりました。

その中で、合併して庁舎が合併できていない、1庁舎になっていないというところは近隣ではございません。そういったことで15年を経過しますけれども、「村田君、もう15年は旬が過ぎとる」と、だから、「旬が過ぎたものを議論するのは非常に難しい」ということもおっしゃっていただきました。

これは15年間できなかったこと、首長は4年に1回代わっております。議員も代わっております。けれども、やはりこういったことを放置してきたことは、議会にも大きな責任があると言われましたし、そのとおりだと思います。また、愛荘町内61自治会がございましてけれども、全体を見ましても温度差はないというふうに思っております。それで、多くの方が言われますのは、やはり監査意見でも述べていただいておりますけれども、1980年代、行政は箱ものをつくることによしと宣言をされ、また箱ものをつくるのが結果オーライとされてきました。

今その箱ものが、ここにも書いておりますけれども、建設後かなり経ってきまして、これから補修・修繕等大幅な修繕が必要になってくる時期にきています。そして、また少子高齢化、そういった中で施設を守っていくというのは大変であります。そういったことから早急に、この公共施設をはじめ統合していかなければ、この町の将来はないし、また次世代につけを回すこととなります。どうしても現世代でこれを解決していかなければならないと思います。

そういったことで今、庁舎等リニューアル工事設計委託業務まで提案いただけた執行

部に対しては、その努力は評価させていただきます。そしてまた、住民さんも本当に異論が私はないと思っています。また、そこに不都合等々いろいろなことを思われる方については、町長自ら丁寧に説明をすれば理解をしていただけるものと思っています。また、町内全部を見てもコロナ禍の中で特に大事な区長会も中止になりました。すべて書面通知でありました。また各自治会との交流で一番大事だとされます運動会、文化祭、敬老会、そういったものが自治会で中止になりました。町長も全く住民と触れ合う機会がないのが現状であります。

そういったことで私は庁舎を1庁舎にすることを機会に、ぜひ多くの町民さんと話を、行っていただいて、この町の現状をしっかりと理解をしていただき、1庁舎にする必要があると思います。そういったことで、今ご発議いただきましたお二人について、私が申し上げた点について異論があれば、お聞きをしたいと思います。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 一人でいいと思います。大きく言って集約化が多くの方が望んでいるということを発言されたと思います。だから、集約化という限定した議論なのか、どうなのかということなんです。大きな合併をした町と、2町という小さな合併をして要するに町が見える環境をそのまま残そうという状況で進んだ町と、その違いはあるのではないかというふうに思います。

ですから、今村田議員が言われたように、町長に多くの方の声を聞いてと言われたように、8月に答申をして、そこから拙速に基本設計め実施設計を持ち込むのはいかなものかということを行っているんです。それなら、令和3年来年度のところで、そういう声を聞いて前へ進めばいいのじゃないかと、当然、私は村田議員のご指摘のあった多くの方の声を聞いてというところを速やかにやられて、町長の思うスピード感を持った行動をするということならば、私は村田議員の言ったとおり、多くの方の声を先に聞けということを、私はこの修正案で示しているところです。

○議長（河村善一君） 5番、村田 定君。

○5番（村田 定君） 何度も同じことになりますが、今の段階で住民に説明をせよと言われても、検討委員会の答申の中で今住民さんに理解を深める十分な説明ができないと申し上げているわけですから、だから、ここまでの基本設計をして、そして具体案を出し、住民さんに説明をするのがいいのではないかと申し上げておるわけでございます。

質問にも申し上げましたように、秦荘地区を重点的にというふうに申し上げましたけ

れども、今は例えば大きな会場でソーシャルディスタンスをとってやっても、なかなか来ません。また住民さんも今は大勢のところに行くというのはもう気分的に行きたくないということですから、旧の秦荘町を中心に土・日を利用して午前・午後・夜と3会場、3回持てるわけですから、20名ぐらいの人数でやってほしいということの意味で、私は秦荘町を重点的にと申し上げました。

ずっと連休にも出会った人には話を聞きましたら、ほとんど愛知川の人は全然違和感はありません。秦荘の方につきましては初めて聞いたという方もいらっしゃいましたけれども、普通の住民さんはあまり役場庁舎の方に行く機会はないということで、私も考えてみれば議員をやらせてもらってこちらには来ていますけれども、一町民さんはめったに庁舎に来る機会はありません。そういったことで別に1庁舎でも10分もあつたら行けるので全然違和感はないということでごさいます、私は本当にもっともっと不安な声があるかなと思って話を聞きましたけれども、逆に私的に「もっとやれ、早くやれ」というふうなお叱りをいただいたようなことでごさいます。

私はもう一度申し上げますけれども、今の状態では説明会をやっても住民さんが理解できないと思うのですけれども、そこらのところをお二人の方に、どのように思っているのか、どういう説明をせよと言われるのか、ちょっと疑問なのでお尋ねしたいと思います。

○議長（河村善一君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 今の段階でどんな住民説明会をできるのかということですが、私は8月に答申を受けて、この9月18日に補正予算の提案がなされて、そして、1月にこういうことをする、2月にこうする、3月にこうする、そのために実施設計までつくりあげていくということが示されて、それでは今村田議員も言われたように、あえて地域を限定した言い方をすれば秦荘の人が不便をきたすということは大なり小なり言えるんだろうと思います。

ですから、私は表に出たんだったら表に出てしっかりと議員もこういうなんだという活動をしていく。私は実施設計まで、ここに補正予算が組まれていることに拙速さを感じるし、あえて住民説明会を、できないのではなくて、こんな拙速なことをするからできないのであって、落ち着けば今年度中にこうしたプログラムをすれば十分説明会はできるといふふうに考え、だから、2,100万円だけを削るという修正提案をさせていただきます。

○議長（河村善一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 1 1 分

再開 午後 2 時 1 2 分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） これより討論に入ります。討論の順序は、まず本案（町長提出議案）に対する賛成者、続いて本案（町長提出議案）に反対者、次に修正案に対する賛成者、最後に修正案に反対者の発言となります。

まず、本案（町長提出議案）に賛成者の発言を許します。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 議案第58号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）について賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、インフルエンザ流行期において住民の健康を守るとともに医療機関の検査・医療需要のひっ迫を予防するためのインフルエンザ予防接種助成費の計上、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた所帯への支援のため国の特別定額給付金の給付対象となった令和2年4月28日以降に出生したものに対し、町独自に妊婦とお腹の赤ちゃん応援給付金を支給するための費用の計上、町内事業者が安心して事業を再開できる環境の整備や新たな環境下での事業開拓等の意欲的な取り組みに対し、一部補助を行うためアフターコロナ中小企業等体制強化補助金の追加計上、また愛荘町庁舎等のあり方検討委員会の答申を受けて、町としての具体の方針および実施計画を策定するための設計費用の計上、さらに愛知中学校校舎等大規模増築事業において学校施設環境改善交付金等が追加交付決定されたことにより事業費の計上など、地方創生臨時交付金等の国の補正予算を活用した予算編成となっており、新型コロナウイルス感染症禍の中、住民生活を支えるための事業展開が期待できるものであります。

今後も新型コロナウイルス感染症から住民生活を守るため万全の対策を行っていただくとともに、更なる適正な予算執行、予算管理をお願いし、議員各位におかれましてはご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（河村善一君） ほかに本案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己 保。議案第58号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）に反対します。

同補正予算（第6号）にはインフルエンザ予防接種への助成金、そして令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた子への11万円の給付金、そして愛知中学校校舎改築事業など町民生活を支援する事業実施は賛成です。

同補正予算は総務費の財産管理費に分庁方式を廃止し行政機能を1本化するための設計業務料が盛り込まれています。住民説明会を開かないで設計業務することは拙速であると考え、この事業執行のみを反対するものです。

有村町長は会議等で職員の移動が大変、時間的ロスがあるとの考えで、町長就任後速やかな庁舎の統一化を進めてきました。庁舎の統一化への考えは住民福祉に寄与する行政の責務、住民サービスの視点が欠如しています。公共施設個別施設計画に基づく利活用を考える検討委員会のまとめに対する町の考え方が示されています。

役場庁舎の集約化について、合併協定書には2町が全く1町として新しい住民感情ができ将来的に一体性が確立されたなら、分庁方式は再度検討する必要があるとされています。しかし、分庁方式により緊急かつ重要行政判断を決する時、人的移動の問題や2つの庁舎を維持する費用問題など将来世代に負担を押し付けないという考えのもとと記述し、検討にあたっては住民ニーズに対応できる検討が必要と、町民や議会、関係機関との情報を共有し、意見を聞きながら進めると記述しています。

これらの流れは平成26年4月の総務大臣通知による個別計画の推進、これによることです。この答申を受けて立ち上げたのは愛荘町庁舎等のあり方検討委員会です。ネーミングにあるとおり庁舎のあり方であります。具体的方針では1庁舎への集約化、福祉協議会の施設機能の集約化、保健センター機能を見直し集約化、文化施設の効果的効率的な運営ができる集約化、旧愛知川警部交番の解体、この5点です。

これらを検討にあたっては、町民議会などの意見を聞きながらとしています。確かに、あり方検討委員会を設置して意見を聞きながら進めたとの姿勢の回答です。しかし、庁舎そして保健・福祉施設の統一化および集約化は町民に密接した施設であり、真に広く

町民の意見を聞くべきだと考えます。

このような場を持たないで、いきなり庁舎の集約のための設計委託へと前のめり先行することは、集約化ありきの既成事実づくりであると訴え、改めて住民説明会を開催して住民周知のうえで断じて進めるべきだと強く抗議して、反対討論いたします。

○議長（河村善一君） ほかに本案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に修正案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。2番、村西作雄君。

○2番（村西作雄君） 議案第58号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案に賛成の立場から討論いたします。

今回の町からの補正提案は、国の特別定額給付事業の基準日以降に生まれた新生児や来年3月末までに生まれるであろうお腹の赤ちゃん約200人に対し一人当たり11万円の支給や高齢者や義務教育以下の子どもや妊婦に対するインフルエンザ補助や中小企業に対するアフターコロナの対策補助など、住民生活に直結する対策であり必要な補正対応であると理解しています。

しかしながら、そこに含まれていた庁舎管理事業にかかる2,100万円の委託料補正は、庁舎等のあり方検討委員会の答申を受けて愛知川庁舎を本庁舎とするための基本設計とさらにそれを具体化した実施設計まで委託する費用であります。

そもそも庁舎統合は昨年3月に策定された公共施設個別施設計画で2026年までに検討するとされていたものを、同計画で2022年までの検討の保健センターや公民館と同列で今春検討委員会に諮られ、答申を受けたもので、僕は僕の答申の中で答申内容の具現化にあたって、膝を突き合わせての住民の意見を全く聞くことなく、また答申5項目の年度別実施計画を住民に示すことなく、統合庁舎の実施設計にまで突入していくことは、町長の強力なやり方と私は考えます。

基本設計により総額いくらかかる、こんなレイアウトにしても増築はやむなしや、いや増築しなくてもできる、保健センターは乳幼児の健診を考えるとやっぱり役場会議室ではなく単独で必要ではないか、そういった基本設計を基に、また他の4項目の答申内容を住民に正しく説明し、意見を聞く中で進めるべきと考えます。

実施設計まで委託することは、もちろんご承知だと思いますけれども、業者への工事入札も可能となる図面までできてくるわけです。先ほど質疑の中で、「なぜ実施設計まで

するのか」の問いに、「スピード感を持って」というだけで、具体的話はあまり印象に残っていませんし、聞けなかったのではないかなというふうに思います。

本年2月以降のコロナ対策により全国の各市町は財政的な破たん状態であり、本町においても数億円ほどの財政調整基金を取り崩す中で、今年度どれだけ補てんできるか見通しが十分立っていないというふうに思います。コロナ禍の今、住民の声を聞かずして補正までして、統合庁舎の実施設計にまで踏み込んでいく時期でしょうか。統合庁舎の実施設計までに踏み込んだ今回の2,100万円の委託料は修正案のとおり削ることを主張し、同議案に賛成の討論といたします。

議員各位におかれましても、私の意見についてご賛同いただいて、基本設計については僕はやむなし、これで住民に示すことは必要だと思っています。けれども、そこをその意見を聞いて実施設計まで進むべきであって、実施設計まで持っていく今回の案については断固反対したいと思います。よろしく議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（河村善一君） ほかに修正案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に修正案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案について、反対討論を行います。

修正案は、役場など庁舎リニューアル工事設計業務委託費用2,100万円を削除するものであります。この費用は、庁舎などのあり方検討委員会の答申を受けて、町としても具体的方針および実施計画を策定するため、建築基準法などをもとに、現有施設の有効利用を実現するための設計などの費用を計上しているものであります。

庁舎などのあり方検討委員会からの答申には、「できる限りスピード感を持って進めること、実行にあたっては住民や議会などと情報共有を行うこと」とされており、具体的の方針案・実施計画案を策定し、住民説明会を開催するために必要な経費を計上されたことは適正であると考え、修正案に対し反対するものでございます。議員各位におかれましては、どうかご賛同いただきまして、修正に対する反対討論を終わります。

○議長（河村善一君） ほかに修正案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより議案第58号の修正案に対する採決をします。まず、本案に対する辰己 保君ほか1名から提出された修正案について賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立少数です。よって、議案第58号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）に対する修正案は否決されました。

これより議案第58号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）を採決します。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（河村善一君） 起立多数です。よって、議案第58号 令和2年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決しました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。2時45分から再開します。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時45分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま請願1件、意見書3件、議提4件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、請願1件、意見書3件、議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎請願2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第1、請願第2号 愛荘町の教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願書についてを議題とします。

お諮りします。請願第2号については会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員会付託を省略

することに決定しました。

本案について紹介議員の説明を求めます。4番、西澤桂一君。

〔4番 西澤桂一君登壇〕

○4番(西澤桂一君) それでは、請願第2号につきまして説明をさせていただきます。

請願第2号

2020(令和2)年9月9日

愛荘町の教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願書

愛荘町議会議長 河村善一様

提出者 井戸謙一 彦根市中藪町 653 番地 7
嶋中まさ子 愛荘町愛知川 1758
寺本了恵 愛知郡愛荘町矢守 102
那須淳子 愛知郡愛荘町蚊野 1451
村西俊雄 愛荘町安孫子 780-4
紹介議員 西澤桂一

請願趣旨でございます。現在、全国で再稼働している9つの原発のうち4つは、隣の福井県にあります。高浜原発の3号機と4号機、大飯原発の3号機と4号機です。これに加えて関西電力は今年中に3つの老朽原発、高浜1号機(運転歴45年)・高浜2号機(同44年)・美浜3号機(同43年)を再稼働させる準備をしております。

仮に大飯原発で過酷事故が起きて放射性物質が放出されると、風速4mの西風が直進で吹いている場合、愛荘町には4、5時間で同物質が飛んできます。その中には甲状腺ガンを引き起こす「放射性ヨウ素」が含まれています。

ただ、適切な時期に安定ヨウ素剤(ヨウ化カリウム)を服用すれば、甲状腺ガンになることを相当程度防ぐことができます。原子力規制庁の解説書によれば、放射性ヨウ素を吸い込む24時間前から吸い込んだ後2時間までに同剤を服用すれば、90%以上のガン抑制効果があります。服用が24時間後になれば、その効果は7%に急減いたします。

子どもは発達が早い分、放射能の影響を受けやすいと言われていました。チェルノブイリや福島では、同剤を服用しなかった多くの子どもたちが甲状腺ガンにかかっています。一方、安定ヨウ素剤を事前に配布していた福島県の三春町では、甲状腺ガンの発症がほとんどなかったと報告されています。

安定ヨウ素剤は1粒10円以下で購入でき、町財政の大きな負担にはなりません。原

発そのものには賛否両論があります。しかし、原発事故の発生と放射能放出の可能性がある以上、放射能から町民の命や健康を守ることはすべての住民の願いであり、地方議会の大事な役割だと考えます。町民、特に子どもの健康と命を守るために、貴議会に、以下のことをお願いします。

請願事項 愛荘町の教育施設など（幼稚園、保育園、小学校、中学校など）に安定ヨウ素剤を事前に配布すること。また、すべての家庭に安定ヨウ素剤を事前に配布すること。

以上ですけれども、紹介議員として少し付け加えをさせていただきたいと思います。全員協議会でもお話をいたしましたけれども、日本の甲状腺ガンの発症率は 10 万人に 1 人か 2 人とされておりましてけれども、福島では既に 239 人が発症しており、その時の風の吹く方向により放射能を受ける量は違いますが、福島県の二本松市では、その基準よりは 50.4 倍、あるいはいわき市や白河市では 40.5 倍と、こういうような高い発症率を既に確認がされております。チェルノブイリ原発事故のベルラー市では、現在でも 30 歳～50 歳の人、ちょうど事故当時が 13 歳未満だった子どもになりますが、これの甲状腺ガン発症が今では約 7,000 人に達したと言われております。

そして、近況の状況です。県内でも高島市や長浜市、これはいずれも 30 km 圏内にありますけれども、愛荘町よりも距離のある日野町とか竜王町など 9 市町でも、安定ヨウ素剤が原発事故への備えとして整備されております。近隣市町では、彦根市では 40 歳未満の人数分が彦根市立病院に、豊郷町では豊郷病院にそれぞれ備蓄されており、多賀町では今年 3 月に全町民分を確保され、甲良町では町長が昨年福島の浪江町に視察に行き、町民の命を第一に考える防災の基本として教育委員会と体制づくりをしていく、9 月 6 日にこれと同様の請願が採択されたという状況であります。

県におきましても、市町で家庭や学校に事前に配布するというのなら、その意見を十分に尊重していると、こういう姿勢を打ち出しておられます。ヨウ素剤は 1 粒 10 円以下でありますので、愛荘町の場合、人口からいきましても小学校・中学校、幼稚園も含んでですが、経費としても 10 万円以下の財政負担で済むと、こういうような状態であります。

どうか、愛荘町は子どもを大事にするまち、子どもの将来を宝と考えているまちですから、ぜひともこの趣旨に皆さんのご理解をいただきますようによろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。3番、森野 隆君。

○3番（森野 隆君） 3番、森野です。請願書第2号 愛荘町の教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願書について、反対する立場から討論を行います。

「すべての家庭に安定ヨウ素剤を事前配布すること。」という文言が適切ではないと判断いたします。愛荘町地域防災計画には、当町は国が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばくなど過線量 50 mmシーベルト以上となる地域、どのような地域かと申しますと、避難は必要としないが、放射性プルームに対する防護措置が必要である地域の対象地域ではないとされています。

安定ヨウ素剤を事前に配布する場合、事前配布場所また方法や服用基準など検討が必要であることや安定ヨウ素剤は医療用医薬品であることから、住民が保管管理するには医療機関との連携が必要と考えます。町の地域防災計画にも、「安定ヨウ素剤の服用基準や配布方法、備蓄体制については、今後の原子力災害対策指針などの動向を見て検討をする」、また「医療機関とも連携を強化する」とされています。町の動向を注視した上で議論や調査の時間が必要であると判断したところであります。

また、先ほど申されましたけれども、請願趣旨において「チェルノブイリや福島では同剤を服用しなかった多くの子どもたちが甲状腺ガンにかかっている」との表現がありますが、福島県はこれまでの調査結果では甲状腺ガンと放射線被ばくの明らかな関連は見られないとの指摘もある中で、このような表現を含む請願を町議会として採択しますと、福島県へのあらぬ風評被害を生じさせないか懸念を禁じ得ません。

以上の点から、今回の請願書に関しては、請願事項である事前配布することには賛同し難く反対せざるを得ないと判断いたしました。どうか議員の皆さんにおいては、今回の反対の趣旨を十分にご理解いただき、反対に賛同していただきますように反対討論といたします。以上でございます。

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。11番、瀧 すみ江君。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。請願書第2号 愛荘町の教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願書に対して、賛成を表明します。

請願書の文章の中にチェルノブイリや福島では安定ヨウ素剤を服用しなかった多くの子どもが甲状腺ガンにかかっています。一方、安定ヨウ素剤を事前に配布していた福島県の三春町ではね甲状腺ガンの発病がほとんどなかったと報告されていますと書かれています。

町で安定ヨウ素剤の事前配布を行うことを決めれば、すぐにでも実行に移すことができます。いつ起こるか分からない原発事故に備えて、子どもたちを甲状腺ガンから守るために、一番身近な町で安定ヨウ素剤の事前配布を行うことは極めて大事なことです。

町議会としても町民、特に子どもの健康と命を選択すべきことを訴えまして賛成討論といたします。

○議長（河村善一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立少数です。よって、請願書第2号 愛荘町の教育施設などと全家庭に安定ヨウ素剤の事前配布を求める請願書は、不採択することに決定しました。

◎意見書第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第2、意見書第4号 新型コロナウイルス感染症のPCR検査拡充を求める意見書についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。13番、辰己 保君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

○13番（辰己 保君） 意見書を提案させていただきます。

意見書第4号

令和2年9月14日

愛荘町議会議長 河村善一様

新型コロナウイルス感染症のPCR検査拡充を求める意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者 愛荘町議会議員 辰己 保

賛成者 愛荘町議会議員 瀧 すみ江

新型コロナウイルス感染症のPCR検査拡充を求める意見書

新型コロナウイルスの感染急拡大は、きわめて憂慮すべき事態となっています。滋賀県でも感染の急激な拡大が広がり、感染者が471人(9月12日付け)となりました。国はPCR等検査対象を基本的に「医師が検査の必要性を認めた患者」と「感染者との濃厚接触者」に絞った検査制限を行っています。

感染防止対策は、こまめな手洗い・マスクの着用・三密を避けるなどを講じるのはもちろんですが、今日の感染急拡大を抑制し、不安を解消するにはPCR等検査を大規模に実施し、陽性者を隔離・保護する取り組み以外にありません。よって感染を疑われる人すべてに速やかに検査するなど積極的な検査戦略に転換することが求められています。国はこの異常な遅れを直ちに解消し、新型コロナウイルスから生命とくらしを守るため抜本的な対策を講じる必要があります。

よって、政府に置かれましては何よりも国民の生命と健康を守ることを最優先に、感染拡大の防止対策などを総合的かつ強力に推進するため、下記事項について措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 感染震源地(エピセンター)を明確にし、その地域の住民、事業所の在勤者を対象にPCR検査を実施すること。
2. 地域ごとの感染状況などを情報開示すること。
3. 医療機関、介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員等にPCR等検査を行うこと。
4. 陽性者を隔離・保護・治療する体制を緊急につくりあげること。
5. 上記施策を実施するために十分な財源を確保し、自治体や医療機関に対して財政的支援を行うこと。

以上、地方自治第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月28日

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

財務大臣様

経済再生担当大臣様

どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより意見書第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立少数です。よって、意見書第4号 新型コロナウイルス感染症のPCR検査拡充を求める意見書については、否決することに決定しました。

◎意見書第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第3、意見書第5号 少人数学級を求める意見書についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。11番、瀧 すみ江君。

〔11番 瀧 すみ江君登壇〕

○11番（瀧 すみ江君） 11番 瀧 すみ江。意見書第5号を提案説明させていただきます。まず、朗読をさせていただきます。

意見書第5号

令和2年9月14日

愛荘町議会議長 河村善一様

少人数学級を求める意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者 愛荘町議会議員 瀧 すみ江

賛成者 愛荘町議会議員 辰己 保

少人数学級を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、開校後の夏休みの短縮やマスクをつけての授業など、子どもたちの学びに大きな負担を強いることになりました。現在の小学校1、2年生の35人学級でも、感染症予防のために児童生徒の十分な身体的距離を確保することも困難な状況にあります。これから必要となる子どもたちのケアや学習の遅れへの対応は、35人学級では難しいと考えます。分散登校中の少人数授業で一人ひとりの顔が見えることや授業がよくわかることを、子どもや先生は実感しました。

その状況のもとで、7月に全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長の3者が連名で「新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言」を発表しました。提言は、子どもたちの学びを保障するには、少人数学級により児童・生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保が必要と強調し、少人数編成を可能とする教員の確保など財政措置の拡充を求めています。文部科学省は1教室20人だと最低1mはクリアできると学校の新しい生活様式の中で示しています。

政府の骨太方針閣議決定でも、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備を検討することが初めて盛り込まれました。これを受けて脆弱な教育条件を抜本的に改善し、豊かな学びと子どもたちの安全安心の学校生活を保障するために下記の事項を強く求めます。

記

1. 国の責任で少人数学級を実現すること

以上、地方自治第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月28日

内閣総理大臣様

文部科学大臣様

財務大臣様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

ただいまは意見書を朗読させていただきました。少人数学級について私は今議会の一般質問でも取り上げており、町当局の答弁から、例えば、40人定数で40人の学年の場合は1クラスとしないで、加配教員を県に求め20人2学級にする。また課目によって学級を約半分に分けて少人数指導を行うなどして、新型コロナウイルス感染予防対策また行き届いた教育のために町として努力されていることがわかりました。

しかし、全部に実現しているわけではありません。愛荘町の小中学校すべてに少人数学級を実現させるためには、国の責任で少人数学級を実現することが必要です。そのことは全国知事会、全国市長会、全国町村会も要望しています。そして、文部科学省も少人数学級の必要性を認識しています。

このような動きの中で、新型コロナウイルス感染予防対策、また行き届いた教育のために、また町の取り組みを応援していくために、愛荘町議会として少人数学級実現を政府に求めていくことについて可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより意見書第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立少数です。よって、意見書第5号 少人数学級を求める意見書については、否決することに決定しました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時11分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第4、意見書第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議

題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番、高橋正夫君。

〔7番 高橋正夫君登壇〕

○7番（高橋正夫君） 意見書第6号を朗読をもって提案させていただきます。

意見書第6号

令和2年9月14日

愛荘町議会議長 河村善一様

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者 愛荘町議会議員 高橋正夫

賛成者 愛荘町議会議員 竹中秀夫

賛成者 同 森野 隆

賛成者 同 村田 定

賛成者 同 伊谷正昭

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策および地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
2. 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮でき

るよう、総額を確保すること。

3. 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補てん措置を講じるとともに、減収補てん債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。
4. 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続にあたっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。
5. 特に、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来を持って確実に終了すること。

以上、地方自治第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月28日

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

財務大臣様

厚生労働大臣様

総務大臣様

経済産業大臣様

内閣官房長官様

経済再生担当大臣様

まち・ひと・しごと創生担当大臣様

滋賀県愛知郡愛荘町議会

以上でございますが、この意見書につきましては、国の議長会ならびに県の議長会からの要請意見書でもございます。ということで、皆さんのご理解をお願いいたしまして、これで終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（河村善一君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 討論なしと認めます。

これより意見書第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 起立全員であります。よって、意見書第6号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議提第12号～14号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第5、議提第12号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから追加日程第7、議提第14号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申し出があります。閉会中の継続調査に付すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議提第12号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第13号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第14号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

◎議提第15号の上程、説明、採決

○議長（河村善一君） 追加日程第8、議提第15号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第8、議提第15号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（河村善一君） これで、本定例会に付された日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

◎町長あいさつ

○議長（河村善一君） 町長、閉会のあいさつをお願いします。

○町長（有村国知君） 令和2年9月愛荘町議会定例会の閉会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、人事案件5件、報告案件1件、承認案件1件、改正条例案件1件、補正予算案件5件、滋賀県市町村交通災害共済組合会計および愛荘町一般会計等歳入歳出決算認定案件7件の合計20案件でございます。慎重審議のうえ、すべての案件につきご議決をいただき、誠にありがとうございました。

今回の議会において一般質問、また先ほどご議決いただいた補正予算に関連した質疑等でもご議論いただいた庁舎を含めた公共施設等の配置の最適化は早急に実施すべき重要なものです。そのほかにも地域コミュニティの維持・強化、空き家対策、防災対策、産業振興、分野連携した福祉施策、学力向上等にも着実に取り組んでいかなければなりません。長い視点に立って持続可能性をより高め、一体として機能し、輝く愛荘町のまちの発展を思う時、将来の世代から見て「なるほど、先輩たちは僕ら私たちに宿題と負担を先送りして来なかった。先を見据えたまちづくりを誠実に進めてくれた。」と感じていただく必要があります。町の未来のために必要な施策について、住民の皆さま、議会の皆さまと手を携え、一つひとつ前に進めてまいりたいと存じます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行状況が足元で減少傾向に転じつつあるとはいえ、油断することなく感染症の状況に応じて今後も躊躇せず必要な施策を実行してまいります。

むすびにあたりまして、議員の皆さまをはじめ町民の皆さまのご健康とご多幸、そし

てますますのご活躍を心からご祈念申し上げ、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

○議長（河村善一君） これをもって、令和2年9月愛荘町議会定例会を閉会します。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時24分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 8 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 9 番